

史跡松坂城跡動線整備基本計画

令和4年3月

松 阪 市

目 次

第1章	計画の枠組	1
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の範囲と期間	2
第4節	委員会の設置	2
第5節	史跡松坂城跡に関する調査・計画	3
第2章	史跡等の概要	4
第1節	史跡等指定の状況	4
第2節	史跡の概要	5
第3節	これまでの発掘調査および石垣整備	10
第4節	史跡松坂城跡を構成する要素	12
第5節	史跡松坂城跡が有する視認可能な価値や見どころ	13
第3章	動線整備方針	17
第1節	前提計画	17
第2節	動線整備方針	21
第4章	保存を目的とした整備	25
第1節	現状と課題	25
第2節	整備計画	30
第5章	活用を目的とした整備	33
第1節	現状と課題	33
第2節	整備計画	39
第6章	事業計画	44
第1節	地区別整備計画	44
第2節	全体事業計画	47
	資料編	

第1章 計画の枠組

第1節 計画策定の目的

史跡松坂城跡は、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、近世の政治や軍事を知る上で重要であるとして、平成23年(2011)2月7日に国指定史跡に指定された。その一方で史跡松坂城跡は、松阪公園として140年以上の歴史を有し、多くの松阪市民が訪れる憩いの場となっている。

明治4年(1871)の廃藩置県から明治14年(1881)に県直轄の松阪公園となるまで、土塁の削平や堀の埋め戻し、城内に残っていた建物の取り壊しや払い下げなど城郭を構成する要素が次々と消失していった。その一方で松阪公園には新たな施設が付加され、中には文化的価値を有していくものがあつた。明治26年(1893)の松阪大火を契機として、明治42年(1909)に魚町に所在していた本居宣長旧宅が隠居丸跡に移築され、保存団体である鈴屋遺蹟保存会の事務所(現在は桜松閣)や倉庫などが建設された。さらに明治45年(1912)には飯南郡図書館(現在の松阪市立歴史民俗資料館)が建設された。大正11年(1922)に本居宣長旧宅は宅跡とともに国指定史跡に指定され、昭和28年(1953)に特別史跡に指定された。平成19年(2007)には桜松閣や倉庫などが国登録有形文化財に登録された。

昭和45年(1970)には本居宣長記念館が開館し、本居家より寄付を受けた16,000点余りを展示、収蔵している。二ノ丸跡の藤棚に生育するフジは、明治23年(1890)に寄贈されたもので樹齢300年を超えるといわれている。その藤棚の近くにある野外劇場は昭和53年(1978)に建設されたもので、かつては松阪能楽連盟が主催する薪能がおこなわれ、普段は休憩所や雨宿りとしても利用されている。また、早春の梅から桜、秋の紅葉やイチョウなど季節の移り変わりを楽しむ市民で賑わう。戦前・戦後を通して松阪公園に新たに加わつたものと、史跡としての本質的価値が共存しているところが、松坂城跡の特徴であり長年親しまれてきた理由といえる。

史跡指定後の保存や活用に向けた取り組みとして『史跡松坂城跡保存管理計画』が平成24年(2012)3月に策定され、史跡松坂城跡が有する価値を保存・活用するための事業計画として『史跡松坂城跡整備基本計画』(以下「整備基本計画」)が平成28年(2016)3月に策定された。整備基本計画では松坂城跡が有する価値をさらに発展させていくことを将来像に掲げ、平成28年度から整備事業を開始したが、孕み出した石垣の修復や安定化、支障木および危険木の伐採などの保存を目的とした整備が中心であった。文化財保護法の改定や時代の要請から活用を目的とした整備が求められる中、整備基本計画にて示された活用を目的とした整備が進んでいない状況を踏まえ、本計画は史跡松坂城跡が有する価値を理解してもらうためのルートを設定し、現状と課題から導き出される整備内容から事業計画を取りまとめることを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、整備基本計画で示された整備を進めていく上で、保存を目的とした整備に偏らず、活用を目的とした整備とのバランスの取れた整備事業を推進していくために策定するものである。次年度以降から計画的に事業を実施していくため、整備内容の詳細検討までをおこない、その結果を反映した事業計画を立案する。

第3節 計画の範囲と期間

本計画の直接的な計対象範囲は史跡指定範囲を基本とするが、雨水排水の流末処理や指定地外にある駐車場からの動線など一体的に検討すべき課題も幾つかあることから、整備の方向性については史跡指定範囲周辺におよぶものとする。

計画の期間は令和4～13年度(2022～2031)までの10年間とする。整備項目に立地や効率、緊急性などを考慮した優先順位を設け、10か年の事業計画を立案する。11年目の令和14年度以降については、中長期事業と位置づけ、改めて計画する。

第4節 委員会の設置

本計画策定にあたっては、史跡松坂城跡における保存・活用整備に関する指導機関である松坂城跡整備検討委員会にて内容を審議した。計画策定期間中に2回の委員会を開催し、意見・指導を踏まえた計画とした。

(令和3年度第2回委員会)

令和3年12月23日 ・動線整備計画の考え方について審議
 ・各種詳細項目について審議

(令和3年度第3回委員会)

令和4年3月14日 ・計画書全体について審議
 ・各種詳細項目について審議

(敬称略)

表1-1 委員会名簿

区分	氏名	所属等	
委員長	千田 嘉博	奈良大学教授	城郭史
副委員長	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会会長代理	文献史
委員	河北 秀実	元三重県埋蔵文化財センター所長	考古学
	内田 和伸	奈良文化財研究所文化遺産部長兼遺跡整備研究室長	史跡整備
	小澤 毅	三重大学人文学部教授	考古学
	西形 達明	関西大学名誉教授、関西地盤環境研究センター顧問	土木工学
オブザーバー	市原 富士夫	文化庁文化資源活用課文化財調査官	
	水谷 侃司	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	
	竹田 憲治	三重県埋蔵文化財センター所長	
	高島 信彦	蒲生氏郷公顕彰会会長	
	世古 潤壹良	松坂城跡を守る会会長	
関係部局		松阪市建設部土木課	
		松阪市建設部都市計画課	
事務局	内山 次生	松阪市産業文化部 部長	
	川村 浩稔	松阪市産業文化部 文化・観光交流連携担当参事兼文化課長	
	松葉 和也	松阪市産業文化部文化課 文化財担当監	
	中尾 珠巳	松阪市産業文化部文化課 文化財担当主幹兼文化財係長	
	寺嶋 昭洋	松阪市産業文化部文化課文化財係 主任	
	高山 剛将	松阪市産業文化部文化課文化財係 主任	
	横山 知華子	松阪市産業文化部文化課文化財係 係員	
事務局支援	株式会社 空間文化開発機構		

第5節 史跡松坂城跡に関する調査・計画

■史跡松坂城跡保存管理計画：平成24年(2012)3月策定

松坂城跡の国指定史跡に向けた動きと連動して、指定翌年に策定された。松坂城跡における本質的価値を構成する要素を特定するとともに、保存管理の基本的な考え方から現状変更の取り扱い基準、さらには整備の方向性についてとりまとめている。

■史跡松坂城跡整備基本計画：平成28年(2016)3月策定

保存に向けた取り組みだけでなく、史跡松坂城跡のあるべき姿(将来像)を掲げるとともに、具現化するための整備項目を定めたものとして策定された。この計画では保存だけでなく、活用整備に関しても考え方を示し、前述したとおりこの計画に基づき平成28年度から整備を計画的に進めている。

■史跡松坂城跡石垣調査：平成28年(2016)3月実施

本史跡における本質的価値を構成する要素のひとつである石垣に変形が生じているものが多数あり、保存上の喫緊の課題であることから、整備基本計画と平行して史跡松坂城跡石垣調査がおこなわれた。石垣の分布や遺存状況を把握するとともに、適切に保存していくための修理計画が示されている。

■史跡松坂城跡危険木調査：平成28年(2016)8月実施

石垣と同様に懸案事項であった樹木についても、石垣への影響だけでなく、価値の顕在化や史跡景観としての修景、来訪者の安全確保の観点から計画的な整備が必要であることから、史跡松坂城跡危険木調査がおこなわれた。伐採や剪定が必要な樹木の特定をおこない、これまでの樹木伐採は、この調査成果を基本に進めている。

■史跡松坂城跡石垣動態調査：令和元年(2019)9月～

平成28年度の石垣調査にて損傷状況から6段階(0～5)に評価した。その内、損傷段階4・5と評価した石垣を中心とした12面に対して、令和元年度から定点観測をおこなっている。

第2章 史跡等の概要

第1節 史跡等指定の状況

名称：松坂城跡

所在地：三重県松阪市殿町1536番1他(官報告示写シ参照)

指定年月日：平成23年2月7日(文部科学省告示第11号)

指定面積：47,337.30㎡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部二による。

指定説明：松坂城跡は、松阪市街地のほぼ中央部に位置し、伊勢平野の中央を流れる阪内川と櫛田川に挟まれた標高35メートル余りの独立丘陵に築造された平山城である。

16世紀末ごろ、伊勢国司の北畠家の養子となり北畠家を継いだ織田信雄(信長の二男)は松ヶ島に城を築くが、信長の死後、羽柴秀吉の攻撃により、松ヶ島城は開城となった。天正12年(1584)に、近江国日野から蒲生氏郷(この時は賦秀)が城主として入り、約12万石を領有した。翌年、氏郷はこの松ヶ島城から南へ2.5キロメートル内陸部に所在し、元龜元年(1570)に潮田長助が砦を構えたと伝えられる四五百森の地に新たに築城した。天正16年、これに入城し、松坂城と名づけるとともに、松ヶ島城下の商人や寺社を移住させ、近江日野や伊勢大湊からは商人を呼び寄せ、また参宮街道について城下を通過させるように道を付け替えを行うなど、城下町の整備を行った。天正18年には、氏郷は陸奥国会津若松に移封となり、その後、服部一忠、古田重勝が城主となった。この間に、本丸・二の丸・三の丸の曲輪の整備がなされた。

元和5年(1619)に、徳川頼宣が和歌山に封ぜられると同時に、松坂はその統治下に入り、明暦3年(1657)には、城代が置かれ、和歌山藩領となった「勢州三領」(松坂・田丸・白子)を治める役所が三の丸に設置され、以後、寛政6年(1794)には二の丸には御殿(徳川陣屋)の着工がなされるなど、幾度かの増築、修復を経て、江戸期を通じて城郭としての役割を果たした。

城の縄張りとしては、大手を北東に、搦手を南東に置き、本丸を中心に二の丸・三の丸・きたい丸・隠居丸などの曲輪を配置する。本丸は上下段に分かれ、天守台があり天守が建てられていた。また、本丸および二の丸には櫓・門・塀などの建築物が存在していた。本丸・二の丸ほかの各曲輪を形成する法面(斜面)には野面積みを主体とする豪壮な石垣が築かれており、この城郭の見所の一つとなっている。とりわけ天守台の石垣は築城当時の状況がよく遺存していると考えられる。また、松阪市教育委員会による発掘調査の成果からは、安土城出土と同範と考えられる天正7年銘の軒平瓦をはじめ、金箔を押しした瓦など近世初期の瓦が大量に出土したほか、建物の礎石が検出されており、築城期にほど近い時期から瓦葺礎石建物があつたと考えられる。これらの石垣や建物は織豊系城郭としての特徴を顕著に有するものである。

今回指定をしようとするのは、上記曲輪のうち、本丸・二の丸・きたい丸・隠居丸を含む地域で、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、その姿を良好にとどめており、当初は豊臣政権の東国への備えとして築かれたと考えられるとともに、江戸期の御三家の一つである和歌山藩領の飛地内に所在し、その支配の拠点となった城郭として明治期まで存続した点で特筆されるなど、近世の政治・軍事を知る上で重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』2011年2月号より 管理団体：松阪市 平成23年4月1日指定

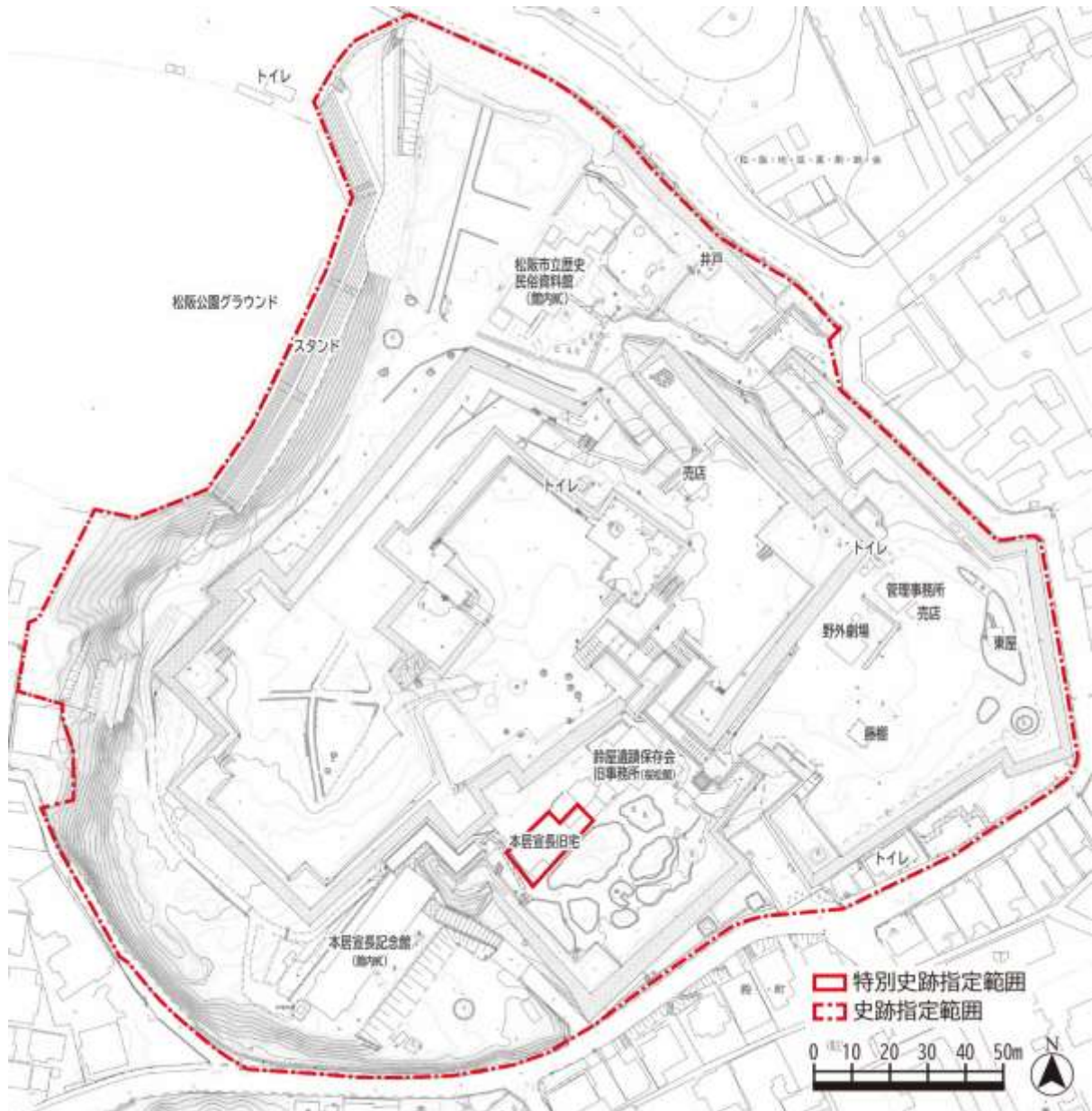


図 2-1 史跡指定範囲図

第 2 節 史跡の概要

(1) 松坂城の沿革

◆蒲生氏郷による築城

松坂城跡は、松阪市街地のほぼ中央部に位置し、伊勢平野の中央を流れる阪内川と櫛田川に挟まれた標高35m余りの独立丘陵に築造された平山城である。

16世紀末ごろ、伊勢国司の北畠家の養子となり北畠家を継いだ織田信雄(信長の二男)は松ヶ島に城を築くが、信長の死後、羽柴秀吉の攻撃により、松ヶ島城は開城となった。天正12年(1584)に、近江国日野から蒲生氏郷(この時は賦秀)が城主として入り、約12万石を領有した。翌年、氏郷はこの松ヶ島城から南へ2.5km内陸部に所在し、元亀元年(1570)に潮田長助が砦を構えたと伝えられる四五百森の地に新たに築城した。天正16年、これに入城し、松坂城と名づけるとともに、松ヶ島城下の商人や寺社を移住させ、近江日野や伊勢大湊からは商人を呼び寄せ、また参宮街道

について城下を通過させるように道の付け替えを行うなど、城下町の整備を行った。天正18年には、氏郷は陸奥国会津若松に移封となり、その後、服部一忠、古田重勝が城主となった。この間に、本丸・二の丸・三の丸の曲輪の整備がなされた。

元和5年(1619)に、徳川頼宣が和歌山に封ぜられると同時に、松坂はその統治下に入り、明暦3年(1657)には、城代が置かれ、和歌山藩領となった「勢州三領」(松坂・田丸・白子)を治める役所が三の丸に設置され、以後、寛政6年(1794)には二の丸には御殿(徳川陣屋)の着工がなされるなど、幾度かの増築、修復を経て、江戸期を通じて城郭としての役割を果たした。

城の縄張りとしては、大手を北東に、搦手を南東に置き、本丸を中心に二の丸・三の丸・きたい丸・隠居丸などの曲輪を配置する。本丸は上下段に分かれ、天守台があり天守が建てられていた。また、本丸および二の丸には櫓・門・塀などの建築物が存在していた。本丸・二の丸ほかの各曲輪を形成する法面(斜面)には野面積みを主体とする豪壮な石垣が築かれており、この城郭の見所の一つとなっている。とりわけ天守台の石垣は築城当時の状況がよく遺存していると考えられる。また、松阪市教育委員会による発掘調査の成果からは、安土城出土と同範と考えられる天正7年銘の軒平瓦をはじめ、金箔を押した瓦など近世初期の瓦が大量に出土したほか、建物の礎石が検出されており、築城期にほど近い時期から瓦葺礎石建物があったと考えられる。これらの石垣や建物は織豊系城郭としての特徴を顕著に有するものである。

※平成23年2月7日史跡指定説明文より抜粋



図 2-2 『伊勢国松坂古城之図』のトレース図

◆明治以降の松坂城跡

明治4年(1871)の廃藩置県以降、城郭は陸軍省管轄に置かれ、翌5年には建物・石垣等売却の通達が出された。松坂城は明治14年(1881)に県管轄の松坂公園として認可されるまで荒れるにまかす状態にあり、土塁の削平と堀の埋め立てや城内の建物の取壊しや三ノ丸域の民間への払い下げ等がおこなわれた。県指定文化財となっている御城番屋敷土蔵は、建築様式からこの時期に払い下げられた城内にあった米蔵と伝えられている。

明治26年(1893)に城下の魚町から出火した大火の経験から、明治天皇の下賜金を原資に鈴屋遺蹟保存会が設立され、明治42年(1909)に当時魚町に所在した本居宣長旧宅が隠居丸跡へ移設された。明治43年(1910)の皇太子の行啓を記念して、明治45年(1912)に飯南郡図書館(現在の松阪市立歴史民俗資料館)が二ノ丸跡に建設された。本居宣長旧宅は、宅跡と合わせて大正11年(1922)に国指定史跡に指定され、昭和28年(1953)特別史跡に指定された。松坂城跡は戦前・戦中を通し県管轄の松坂公園として利用された後、戦後、都市公園法に基づく都市公園となった。

昭和26年(1951)、本丸跡に上水道用の配水池が設置され、病院建設のために三ノ丸鷹部屋・両役所付近の石垣が撤去されてしまったが、翌27年7月9日には本丸跡と二ノ丸跡、隠居丸跡、きたい丸跡が三重県指定史跡となった。昭和57年(1982)に天守復元築造を求める動きが起きたが、天守は正保元年(1644)の大風によって倒壊しており、明確な資料が残っていなかったため、平成元年・2年度に本丸建物の構造解明を目的とした本丸跡上段の発掘調査がおこなわれた。天守跡の集石遺構や敵見櫓跡・敵見櫓北続多聞跡・兵部屋敷跡等の礎石、柵列、排水溝等の建造物に関連する遺構が確認された。蒲生・服部・古田が城主であった安土・桃山時代後半から江戸時代初期のものと考えられる土師器・陶磁器類を中心に、築城当時に使用されていたと考えられる軒平瓦や軒丸瓦をはじめとする瓦類も出土したが、天守復元となる根拠とならず、実現に至らなかった。

石垣については、孕みやズレが目立つようになり崩落の危険性が考えられたため、昭和62年度に基本調査を行い、翌63年度から平成15年度までの延べ16年間をかけて石垣修復工事がおこなわれた。その間、基礎資料の収集を目的として平成15年(2003)には隠居丸南東の曲輪部分と隅櫓部分にて部分的な発掘調査がおこなわれた。

表 2-1 明治以降の略年表

和 暦	西 暦	月 日	事 柄
明治 5年	1872	6月	旧城内の建物・竹木・石垣等、入札により売却の布達が出る (酒井家所有御用状留帳)
10年	1877	1月15日	二ノ丸跡の徳川陣屋焼失(随筆耳の垢：松阪市史9巻)
14年	1881	5月26日	松坂城跡、県管轄の松坂公園に認可 (伊勢国飯高郡松坂地誌：松阪市史9巻)
18年	1885	12月7日	考祥館、二ノ丸跡へ開館(伊勢新聞等記事)
22年	1889		料亭「亀甲亭」、二ノ丸跡へ開店(松阪近代略史)
23年	1890	2月11日	亀甲亭の庭へ藤の古木を植栽(同上)
29年	1896		二ノ丸跡の考祥館と亀甲亭移転(同上)

明治	42年	1909	10月4日	魚町一丁目の本居宣長旧宅、隠居丸跡へ移築完工 (鈴屋遺蹟保存会資料)
			12月	鈴屋遺蹟保存会事務所・倉庫等、隠居丸跡へ建造(同上)
	45年	1912	4月15日	飯南郡図書館(現：歴史民俗資料館)開館(飯南郡図書館建設要覧)
昭和	23年	1948	11月25日	松坂城跡(松阪公園)、都市公園決定(各種松阪市役所資料)
	25年	1950	10月9日	松坂開府の碑、本丸跡に建立(伊勢新聞等記事)
	27年	1952	7月9日	松坂城跡の本丸・二ノ丸・きたい丸・隠居丸一帯、三重県指定史跡になる (各種松阪市役所資料)
			12月25日	上水道配水池、本丸跡に完成(同上)
	45年	1970	11月5日	本居宣長記念館、隠居丸跡西側に開館(松阪市広報)
	53年	1978	6月24日	野外劇場、二ノ丸跡に完成(同上)
	57年	1982	12月18日	松阪市議会、「松坂城天守閣建設に関する陳情」を採択 (各種松阪市役所資料)
平成	元年	1989		城跡石垣の大修復に着手、平成15年度までに19か所・延4,583.1㎡、約11億円を投じる(実績報告)
			7～12月	松阪市教育委員会、本丸跡上段の第一次発掘調査を実施(同上)
	2年	1990	7月31日	本丸跡の上水道配水池撤去(各種松阪市役所資料)
			8月～ 翌年3月	松阪市教育委員会、本丸跡上段の第二次発掘調査を実施 (実績報告)
	9年	1997	9月3日	旧飯南郡図書館本館・倉庫(現：歴史民俗資料館)、国登録有形文化財になる(官報)
	19年	2007	7月31日	鈴屋遺蹟保存会旧事務所・正門・倉庫・塀、国登録有形文化財になる(官報)
23年	2011	2月7日	松坂城跡として国指定史跡になる(官報)	

(2) 城郭の特徴

松坂城の縄張りは、北東を大手、南東を搦手とし、上下二段の本丸に二ノ丸、三ノ丸、きたい丸、隠居丸などの曲輪を配置するものであった。自然石の乱積を代表とした織豊期から近世初頭の古式の石垣が本丸を中心に良好な状態で残っていることから、現在でも城郭を形成している曲輪をみることができるが、史跡指定地に建物は現存していない。

発掘調査では安土城と同範とされる天正七年銘の金箔軒平瓦をはじめ、近世初期にさかのぼる瓦が多数出土したほか、建物礎石が検出されている。こうしたことから、史跡松坂城跡には、築城時に近い時期から、瓦葺きの礎石建物が存在していたと考えられる。外柵形を連続させた出入口、石垣や瓦葺き礎石建物は、安土城以降の織豊系城郭の特色であり、松坂城は近世初期の城郭の特徴を顕著に備えていると評価できる。

三ノ丸部分には、築城当初には侍屋敷が置かれていたが、和歌山藩時代には両役所や城代屋敷等が置かれ、文久3年(1863)には御城番長屋が新築された。また外周には堀と土塁がめぐらされていたが、大手口と北面の一部を除いて石垣は構築されず、堀は素掘りであったと考えられる。

このような松坂城跡は、松阪市を代表するひとつの歴史的文化遺産として、また松阪市の歴史と文化を語る上で不可欠な財産としての価値を有している。

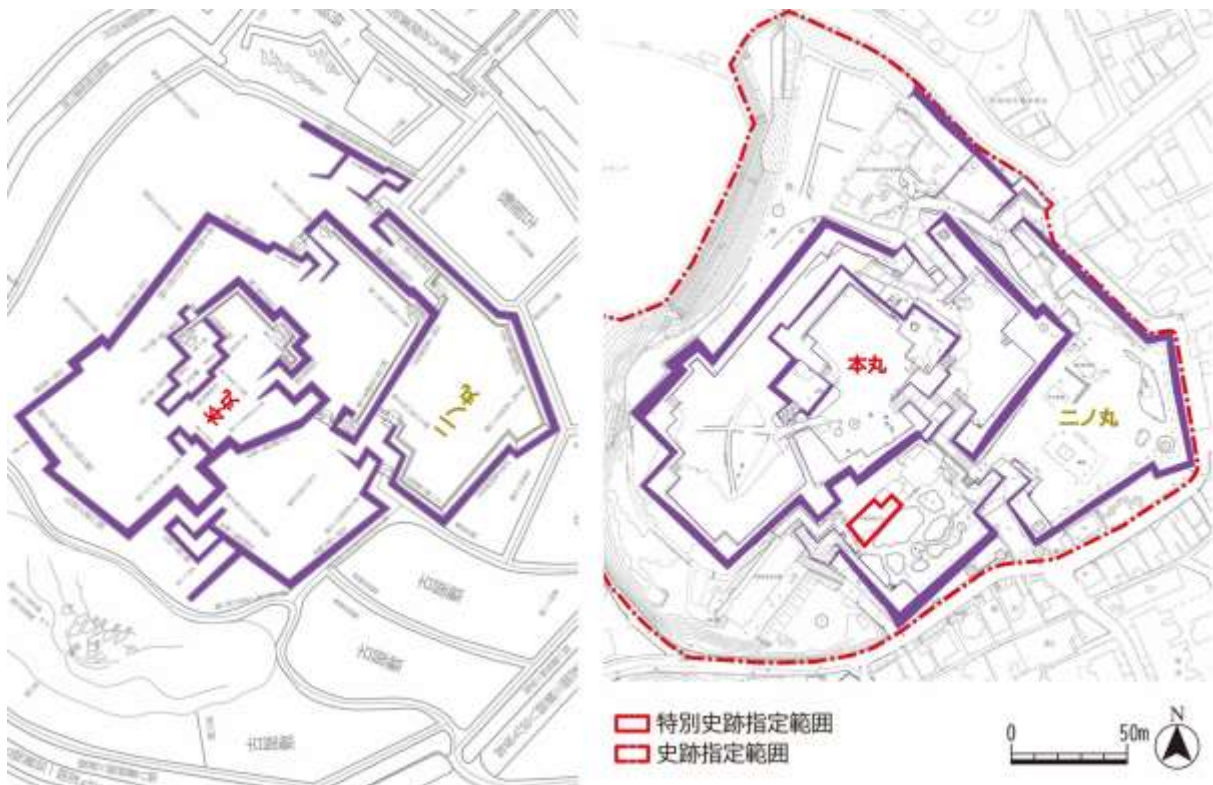


図 2-3 『伊勢国松坂城之図』のトレース図(左)と現状(右)の比較

第3節 これまでの発掘調査および石垣整備

(1) 発掘調査

史跡松坂城跡における学術的価値の解明を目的とした発掘調査は、国指定史跡になる前の平成元年度(1989)と平成2年度に松阪市がおこなっている。平成元年度は、天守跡と付櫓跡、敵見櫓跡、金ノ間櫓跡、敵見櫓跡と金ノ間櫓跡を結ぶ敵見櫓北続多聞跡、北の折廻多聞跡、井戸周辺について調査している。平成2年度は、配水池(昭和25年～58年使用)の撤去後、池跡および池の周辺の兵部屋敷(御殿)跡と考えられる箇所を調査している。平成14年度(2002)には隠居丸跡の南東部の石垣上部遺構の発掘調査がおこなわれている。

その他の調査として昭和63年度(1988)から実施された石垣修理に先立ち、石垣の崩落危険箇所把握のための石垣調査がおこなわれている。

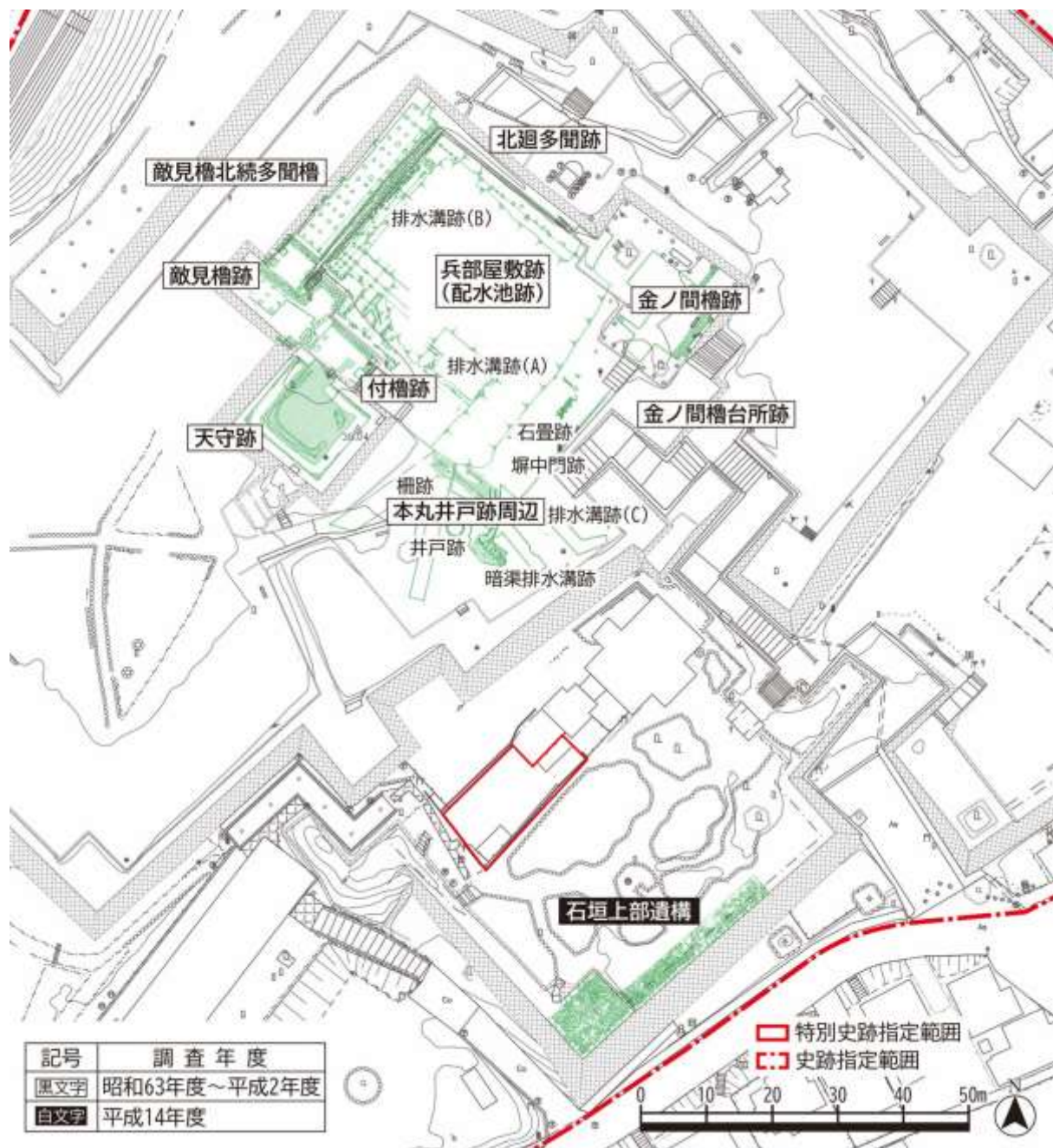


図2-4 発掘調査箇所図

(2) 石垣整備

史資料から松坂城の石垣修理箇所を特定することはできないが、慶長年中(1596～1614)におこなわれており、その後は『御城代役所古帳書抜』によると、宝永6年(1709)城内石垣の普請に着工、7か所を修復しており、同7年には城内裏門筋の石垣を2か所修復したと記録されている。その後の修理記録として、安永6年(1777)孕斜部の2か所(『古類寄』より)がある。

昭和28年(1953)市民病院建設の際、三ノ丸鷹部屋跡附近の石垣が撤去された。その後、昭和62年(1987)に石垣調査がおこなわれ、その調査成果を基に昭和63年～平成15年度(1988～2003)までの16年間にわたり修理工事がおこなわれた。この石垣修理において、きたい丸の西側の角楼部の石垣など一部は、築造当時の姿と違った形で修理されている。

国指定史跡になってからの解体をともなう修理工事は、小規模なきたい丸(図中⑱)と二ノ丸(図中⑲)のほかに、平成30年度(2018)に表門跡付近の石垣(図中⑳)でおこなわれている。

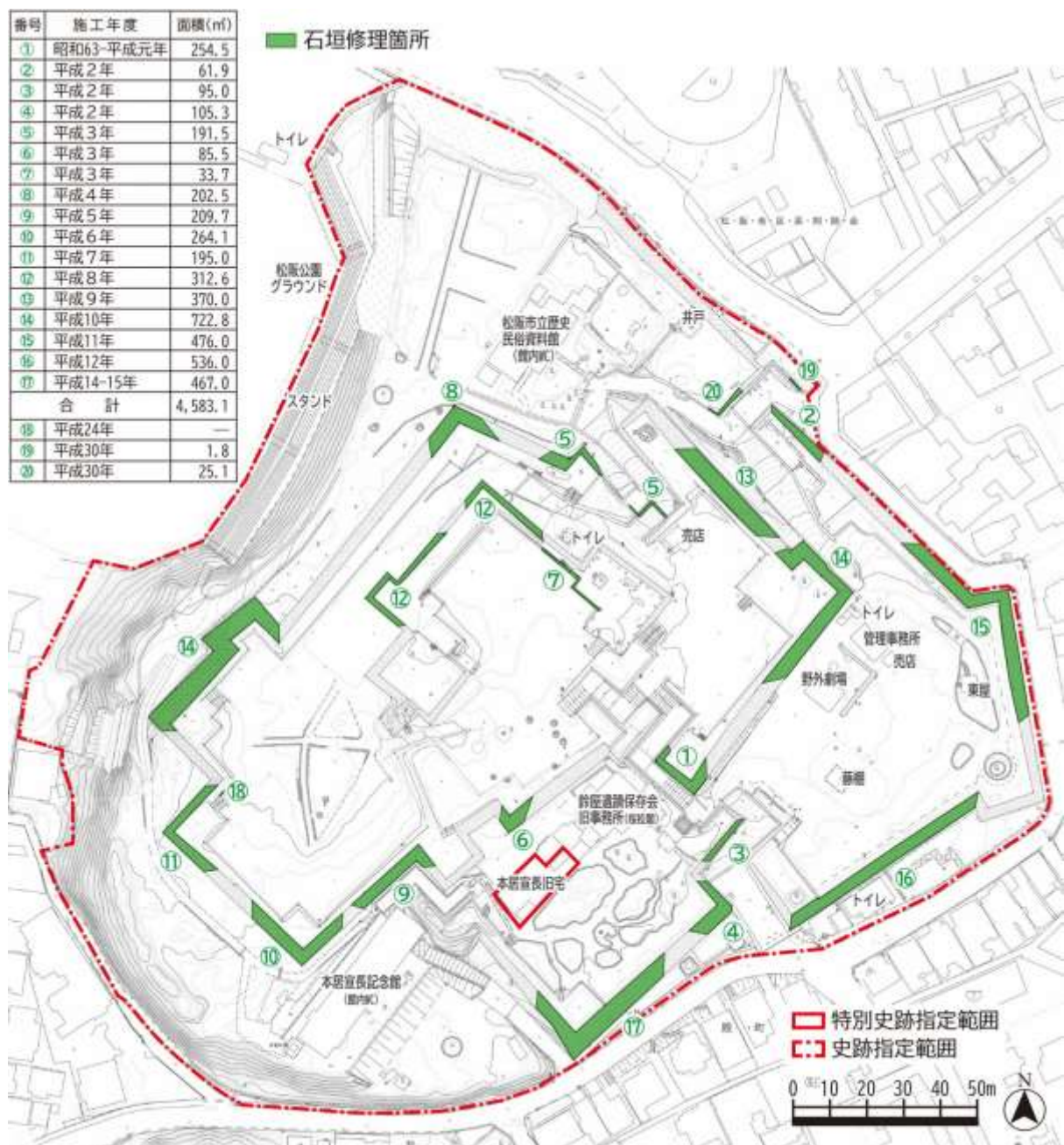


図 2-5 石垣修理工事箇所図

第4節 史跡松坂城跡を構成する要素

史跡松坂城跡保存管理計画(平成24年3月)では、本質的価値を構成する枢要な要素(主たる要素)と史跡松坂城跡とは直接関係はないものの、国指定特別史跡に指定された本居宣長旧宅や国登録有形文化財(建造物)である歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館、倉庫等を特別な要素、その他をその他の構成要素として取り扱うものとしている。

表2-2 構成要素一覧

区分	細目	要素	備考
主たる構成要素	地上遺構	地形	造成地形
		縄張・曲輪	本丸跡・きたい丸跡・二ノ丸跡・隠居丸跡等
		石垣・石段	櫓台他
		土塁	
		城内道	石段含む
		水路	樋含む
	地下遺構	建物跡	天守跡、各櫓跡、屋敷跡、門跡他
		井戸跡	本丸跡、きたい丸跡他
		工作物跡	柵列跡
		水路跡他	水路跡、溝跡
特別な構成要素	指定文化財	本居宣長旧宅	国指定特別史跡
	登録文化財	松阪市立歴史民俗資料館	国登録有形文化財(建造物)(本館・倉庫)
		鈴屋遺蹟保存会旧事務所(桜松閣)	国登録有形文化財(建造物)(旧事務所・倉庫・正門・塀)
その他の構成要素	文化施設	本居宣長記念館	
		野外劇場	
	体育施設	スタンド	松阪公園グラウンド用
	休養施設	ベンチ・東屋	
		水飲場	
		藤棚	
	便益施設	売店	
		便所	
		駐車場・駐輪場	
	サイン施設	案内学習サイン	案内板、説明板、標柱、道標他
		その他	注意板、看板
	安全管理施設	地上施設	公園管理事務所、車止、外灯、キュービクル、水道タンク、引込柱、電柱他
		地下施設	給水・排水管
	その他の工作物等	石碑等	句碑、歌碑、文学碑、記念碑等
		石造品等	常夜灯、モニュメント等
		その他	祠(開運地蔵)、花壇
	植栽	樹木	梅林、記念樹、庭園木、樹林他

第5節 史跡松坂城跡が有する視認可能な価値や見どころ

(1) 史跡松坂城跡としての本質的価値を構成する枢要な諸要素

史跡松坂城跡としての本質的価値を構成する枢要な諸要素の内、地形・石垣・石段・土塁・城内道・水路といった地上遺構と構造(縄張・曲輪)を下図に示す。なお、史跡指定範囲の地区区分は保存管理計画で定めたものを踏襲する。



図2-6 主たる構成要素の見どころ

(2) 主たる構成要素以外の見どころ

①構成要素

松阪市立歴史民俗資料館は、松坂城跡を理解し、学んでもらうためのガイダンス施設として機能している。また、本居宣長旧宅、鈴屋遺蹟保存会旧事務所(桜松閣)、本居宣長記念館は、松坂城跡とは直接関係ないものの、貴重な文化財もしくは維持に必要な施設である。公園樹木や石碑等は憩いの場となっている松阪公園の要素である。これらの諸要素は、松坂城跡整備基本計画に従い当面現状を維持していくが、将来的には移設や撤去を検討していくものである。



図 2-7 主たる構成要素以外の見どころ

②構成要素の概要

1) 本居宣長旧宅

本居宣長旧宅は、宣長が12歳の時から亡くなる72歳まで約60年間住居としていた木造平屋建(一部2階)瓦葺き、建築面積74.25㎡の建物である。この建物は、元禄4年(1691)宣長の祖父が清光寺門前に養母の隠居屋敷として建て、享保11年(1726)に魚町に移築したものである。さらに明治42年(1909)に松坂城跡の現在地に移築し、庭園などは旧状を模し、建物は若干の修理復原がおこなわれた。

建物の遺存状況もよく、また江戸時代の町家の姿を今もよく留めていることから昭和28年3月31日に国指定特別史跡に指定された。

<指定解説文>

宣長ノ歿後世々其ノ家ニ傳ヘシモノニシテ近年保存ノ必要上建物ハ之ヲ公園内ニ移シ宅地ハ之ヲ存シテ舊ニ依ラシム

本居宣長が幼時からその終焉まで居住したところであって、もと祖父の隠居所であった。市街地の魚町にあり、奥行の深い敷地に営まれた町家造りの民家で、二階物置を改造した書斎は鈴の屋のおこりとして著名である。

建物は明治42年火災を慮って松坂城跡内に移転せられ、その際旧規に従って若干の復原を行ひ、また庭園等環境、家の向もそのまま旧状を模している。宅跡にはその敷地はもとより井戸、樹木等旧時のまま遺存し、旧宅を併せてよく旧態を偲ぶことができる。

最も著名な学者の旧宅として学術上その価値は極めて高い。

2) 鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・堀

鈴屋遺蹟保存会旧事務所は本居宣長旧宅が城内へ移築された際、保存団体である鈴屋遺蹟保存会の事務所として明治42年に建設されたものであり、昭和63年に改修がおこなわれた後「桜松閣」の名で茶室や会議室、また見学者の休憩施設として利用されている。旧事務所は木造平屋建、入母屋造、唐破風玄関付の和風意匠を基調としている建物で、その他木造2階建方形造の倉庫、切妻造の一門一戸薬医門、総延長約11mの瓦葺きの木塀等により構成されている。平成19年7月31日に旧事務所、倉庫、門、塀が国登録有形文化財に登録された。



旧宅



旧事務所

3) 松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館・倉庫

松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館は、明治43年(1910)の皇太子の飯南郡への行啓を記念して、飯南郡図書館として建設されたもので、明治45年4月に開館した。その後一部増築し、松阪市立図書館として使用されたが、図書館が別の場所に新築移転したため、昭和53年(1978)に内部改修を行い、歴史民俗資料館として利用されている。令和3年(2021)より2階に小津安二郎松阪記念館を併設している。

建物は、木造2階建瓦葺で、建築面積は239㎡である。伝統的な和風の意匠を有し、左右に翼部、中央に玄関が突出した左右対称の構造に特徴があり、近代における伝統的な和風建築の展開を知ることができる好例として本館の東に隣接して建設された倉庫とともに平成9年(1997)9月3日に国の登録有形文化財に登録された。



本館(左)・倉庫(右)

4) 本居宣長記念館

本居宣長記念館は、昭和45年(1970)に開館した建物で、本居家より松阪市への寄付資料約16,000点を展示、収蔵する目的で建てられた建物である。建物構造は鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺2階建てで建築面積は822.96㎡である。重要文化財467種、1,949点、県指定有形文化財19種、30点を有し、年4回の展示替えを行っている。



本居宣長記念館正面入口

5) 藤棚

二ノ丸の藤棚に生育するフジは、明治23年(1890)に脇田藤助が愛知県海部郡鍋田村(弥富市)のものを移植、松阪市に寄贈したものであり、かつて二ノ丸にあった料亭、亀甲亭の南庭に植えられたもので、樹齢300年を超えるといわれている。



藤棚

第3章 動線整備方針

第1節 前提計画

本計画は、平成28年(2016)3月に策定した史跡松坂城跡整備基本計画(以下「整備基本計画」)で示された整備について、保存・活用のバランスを図った整備事業の推進を目的としている。前提計画となる整備基本計画にて示された将来像と整備目標、整備基本方針、地区別整備方針は以下のとおりである。

(1) 史跡松坂城跡の将来像

史跡松坂城跡は、堅固な石垣を多用した織豊系城郭としての特色を備え、城郭として明治期まで存続した。近世の政治・軍事を知る上で、松阪市はもとより、我が国における貴重な文化財であり、その価値の保存と顕在化に向けて、今後とも遺構の適正な保存と活用を図っていく必要がある。

また、史跡松坂城跡は、それ自体の有する文化財的価値に加え、松阪市の都市づくりの礎ともなっており、かつての城下町の地割りが今も残るなど現在の松阪市の都市構造、都市機能面からみても重要な役割を果たしている。すなわち史跡松坂城跡は、松阪市の顔となるランドマークであり、また数多くの人たちの集いと憩いの場としての市街地における広大なオープンスペースを有する公園空間である。さらに松阪市を代表する観光拠点ともなっているなど、将来の松阪市の都市づくりにおいても欠くことのできない重要な要素となっている。

同時に、このような多様な価値を有する史跡松坂城跡は、特に戦後、時代の要請ではあったが史跡松坂城跡とは直接的に関係の無い本居宣長記念館や野外劇場、さらには松阪公園グラウンドのスタンドが整備されるなど、都市公園としての公園整備等に主眼をおいて整備がなされてきた。

しかし平成23年(2011)2月7日に、文化財としての価値を保存するため国指定史跡に指定されたこと、また「保存管理計画」に示された保存と活用の整備の方向性を踏まえ、史跡松坂城跡の将来像を以下のように設定し、その将来像の具現化へ向けて整備を図るものとする。



史跡松坂城跡の将来像

史跡松坂城跡は、松阪市はもとよりわが国を代表する貴重な歴史的文化遺産であることから、文化財としての価値の保存と顕在化の場であり、また優れた歴史的文化的環境を有した学習空間、公園空間、観光レクリエーション空間としての機能を有した、松阪市の物理的・精神的シンボル(モニュメント)である。

(2) 整備目標と整備基本方針

①整備目標

史跡松坂城跡の将来像を具現化するため、以下のような整備目標を設定する。

■松阪市のシンボルづくり

～松阪市民の心のふるさととしてのシンボルづくり～

今後史跡松坂城跡の歴史的文化的価値の顕在化に努め、個性的なまちづくりを促すためにも、史跡松坂城跡への眺望を確保するなどして松阪市の物理的、精神的シンボルとして今後もありつづけるよう整備を図る。

■松阪市の歴史を継承し、かつ体感できる場づくり

～歴史的文化遺産の価値を活かした整備～

松阪市のもつ固有の文化や歴史とふれあい、学ぶことのできる空間として、また、史跡松坂城跡周辺の文化財等とのネットワーク拠点としての場づくりを図る。

■人々に親しまれ、多様な機能を供与する場づくり

～都市における多機能整備～

都市基盤施設としての公園緑地機能や災害に対して広い空間を利用した一次避難地としての機能に加え、既に数多くの来訪者のある松阪市を代表する観光拠点機能の充実を図る。

②整備方針

整備目標を踏まえ、史跡松坂城跡における整備基本方針を以下のように設定する。

■松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性の強調

城跡は、地域のシンボルとなっており、また松阪市の都市づくりにおける核となってきた。独立丘陵の緑豊かな城跡は、視覚的にも今後とも、地域の人々にとって心のよりどころとして、松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性を強調する。

- ・周辺地区から史跡松坂城跡への眺望箇所の確保
- ・周辺地区に残る歴史的まち並みの歴史的環境の保全
- ・遺構等の保存を前提とした貴重な自然環境の保全

■文化財としての恒久的保存及び価値の顕在化と活用

城跡は松阪市民にとっても、全国的にも貴重な歴史的文化遺産である。この城跡の価値を今後とも維持するため、遺構等の適正な保存を図る。また最も好ましい状態で、その価値を顕在化し、広く一般に公開、活用する。

- ・必要に応じた石垣、遺構の体系的調査の推進
- ・古文書・絵図等文献資料収集、発掘調査及び研究
- ・上記各種調査の成果の情報の発信及び検討に基づく特徴を活かした保存整備の推進
- ・解明された遺構の表示及び復元等整備への反映
- ・ガイダンス施設等学習、解説施設の設置
- ・上記調査等推進のための組織体制づくり及び人材の育成

■都市公園・観光拠点としての機能の保持

城跡は、都市公園として市民の憩いの場となっており、また松阪市を代表する観光拠点である。その機能を今後とも史跡指定地であることを前提に、一方で都市公園としての性格に配慮し、公園・観光拠点としての機能の保持・充実を図る。

- ・ 便所、休憩施設等便益・休養施設等、来訪者受け入れのための施設の改善・整備
- ・ 史跡指定地内の既存のサイン施設等の統一化
- ・ 景観に配慮した舗装等による園路等の改修・整備
- ・ 周辺域における案内所、解説施設等の整備
- ・ 道標、サイン・案内等施設の整備
- ・ 周辺諸施設との連携の強化

■地域住民・市民の史跡保存の意識の確保と市民との協働

史跡松坂城跡は、広く一般の人々に開放された歴史的文化遺産であると同時に、公園、観光レクリエーション空間等としても利用されている市民共有の財産である。そのため、今後とも公開された共有の財産として位置づけ、多様な主体が協働して、その価値の保持と活用に努める。

- ・ 保存活用整備に対する市民の積極的な支持の確保
- ・ 整備事業における発掘調査等成果の市民への還元(現地説明会、講演会の開催等)
- ・ 史跡保存の市民団体との協働

具体例) ➡市民団体による案内標識の設置

➡市民団体による城跡の無料パンフレットの作成配布

➡地域住民による清掃活動等

- ・ 住民参加によるイベント活用等の企画、運営

具体例) ➡市民団体による桜松閣でのお茶の無料接待

➡ボランティアガイドによる観光客の案内

➡市民参加による「武将の道」など観光ルートの設定

(3) 地区別整備計画

各地区別の整備計画は以下に示すとおりである。なお、地区区分はP13の図2-6を参照のこと。

表 3-1 地区別整備計画

区分	細区分	整備計画
本丸地区	本丸上段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡松坂城跡の中核となる地区であることから、文化財としての整備に軸足をおき、発掘調査等の成果を踏まえ遺構の復元・表示等整備を図る。 ・ 石垣や整備された遺構についての説明板等学習施設の設置をおこなう。
	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地区は、本丸上段地区と一体となった史跡松坂城跡の重要な地区であるため、文化財としての整備に軸足をおき、体系的な発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、条件が整えば、発掘調査等の成果を踏まえ、遺構の復元・表示等の整備を図る。 ・ 遺構等の説明板等学習施設の設置をおこなう。

きたい丸地区	きたい丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸跡地区に準じる文化財に軸足を置いた整備を図る。 ・体系的な発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、発掘調査等の成果を踏まえ、遺構の復元・表示等の整備を図る。 ・遺構等の説明板等学習施設を設置する。
二ノ丸跡地区	二ノ丸東側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る。 ・現状の藤棚、野外劇場等施設は存続が危ぶまれた時点でその取扱い方を検討するが、史跡松坂城跡においては、比較的広い平坦地であるため、広場等公園的機能は保持する。
	二ノ丸西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・登録有形文化財松阪市立歴史民俗資料館は当面維持・保全する。
	二ノ丸北西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・良好な歴史的文化的環境を保全するため、松阪公園グラウンドのスタンド等景観上・風致上障害となる施設は撤去する。
	隠居丸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る。 ・特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・堀については現状を維持・保全し、現状の土地利用・機能を保持する。 ・本居宣長記念館は特別史跡である本居宣長旧宅の管理機能を有していることから当面は維持・保全するが、本居宣長旧宅が移築する場合は撤去する。
	土墨地区	<ul style="list-style-type: none"> ・土墨遺構については必要な発掘調査等各種調査を実施し、遺構を解明するとともに遺存状況を確認し、その保存を図る。 ・土墨遺構上の樹木については表土の崩落や流出防止を図りながら伐採をおこなう。 ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。
三ノ丸跡地区	施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ・後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る。 ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。
	三ノ丸表門地区、三ノ丸裏門東側地区、三ノ丸裏門西側地区	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する。

※なお、複数の地区にまたがる表門跡及び裏門跡から本丸天守台跡に至る道路については歴史的な道路としてその景観や仕様を十分に考慮し、再整備を図るものとする。

第2節 動線整備方針

史跡松坂城跡が有する視認可能な価値や見どころ、各曲輪が俯瞰できる視点を結ぶ見学コースを設定する。視点は、城の構造を理解してもらうだけでなく、城外への空間的な広がりを感じることができる箇所とする。また、車いす利用者の見学可能なコース設定や高齢者、障がい者への配慮など、できるだけ多くの方に訪れてもらえる整備内容とする。

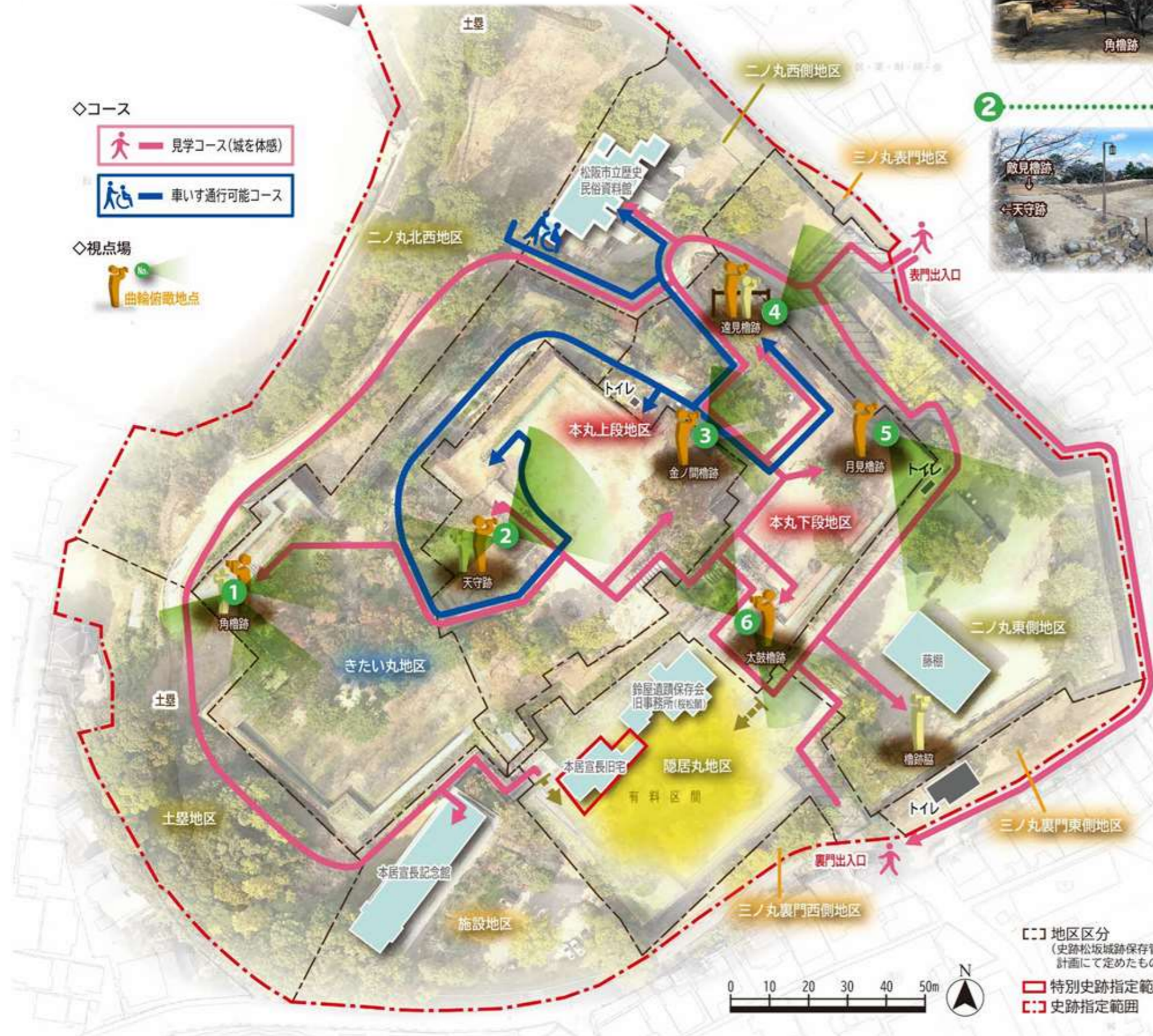


図 3-1 見学コース

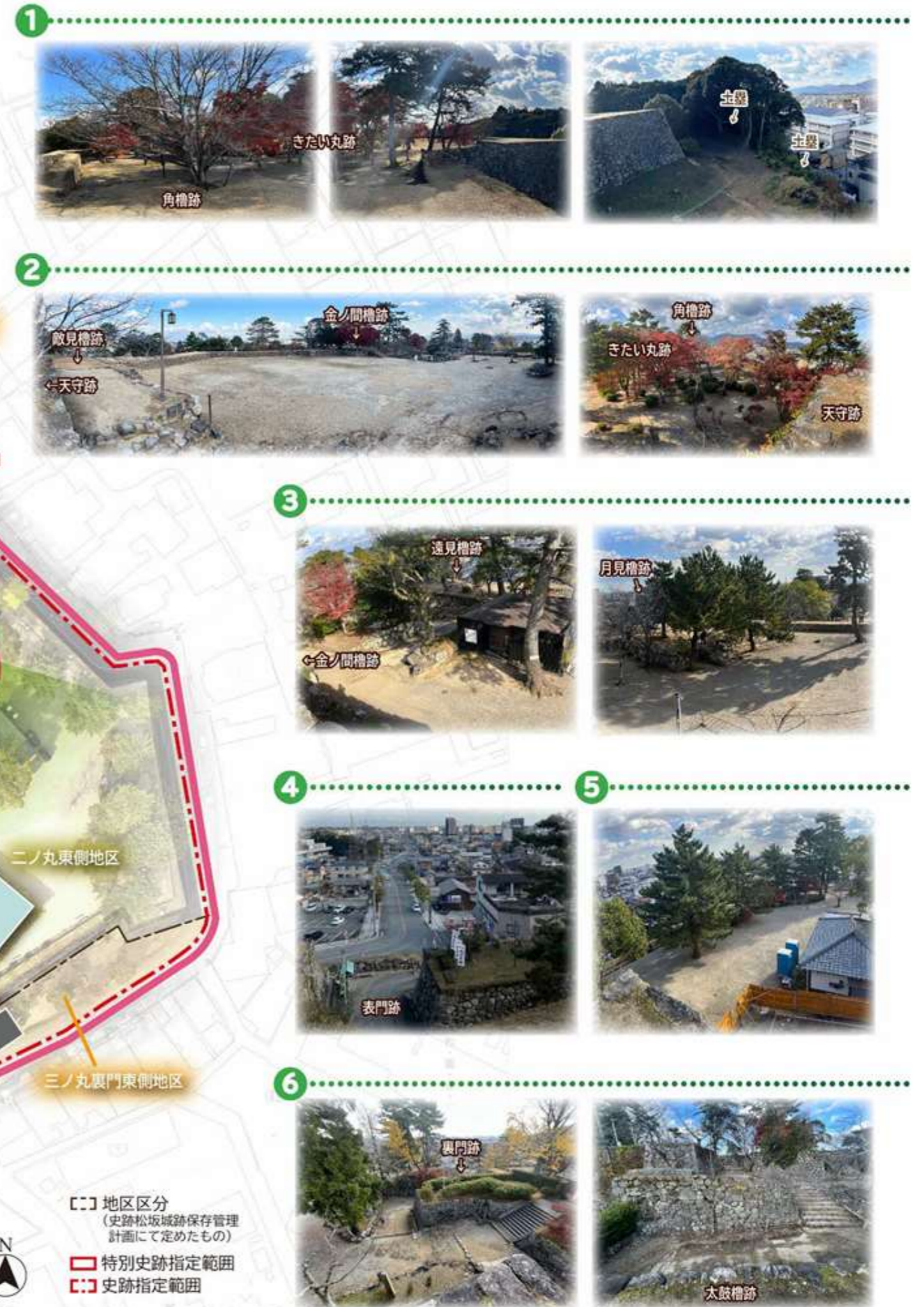


図 3-2 写真撮影方向図

視点場からの眺望

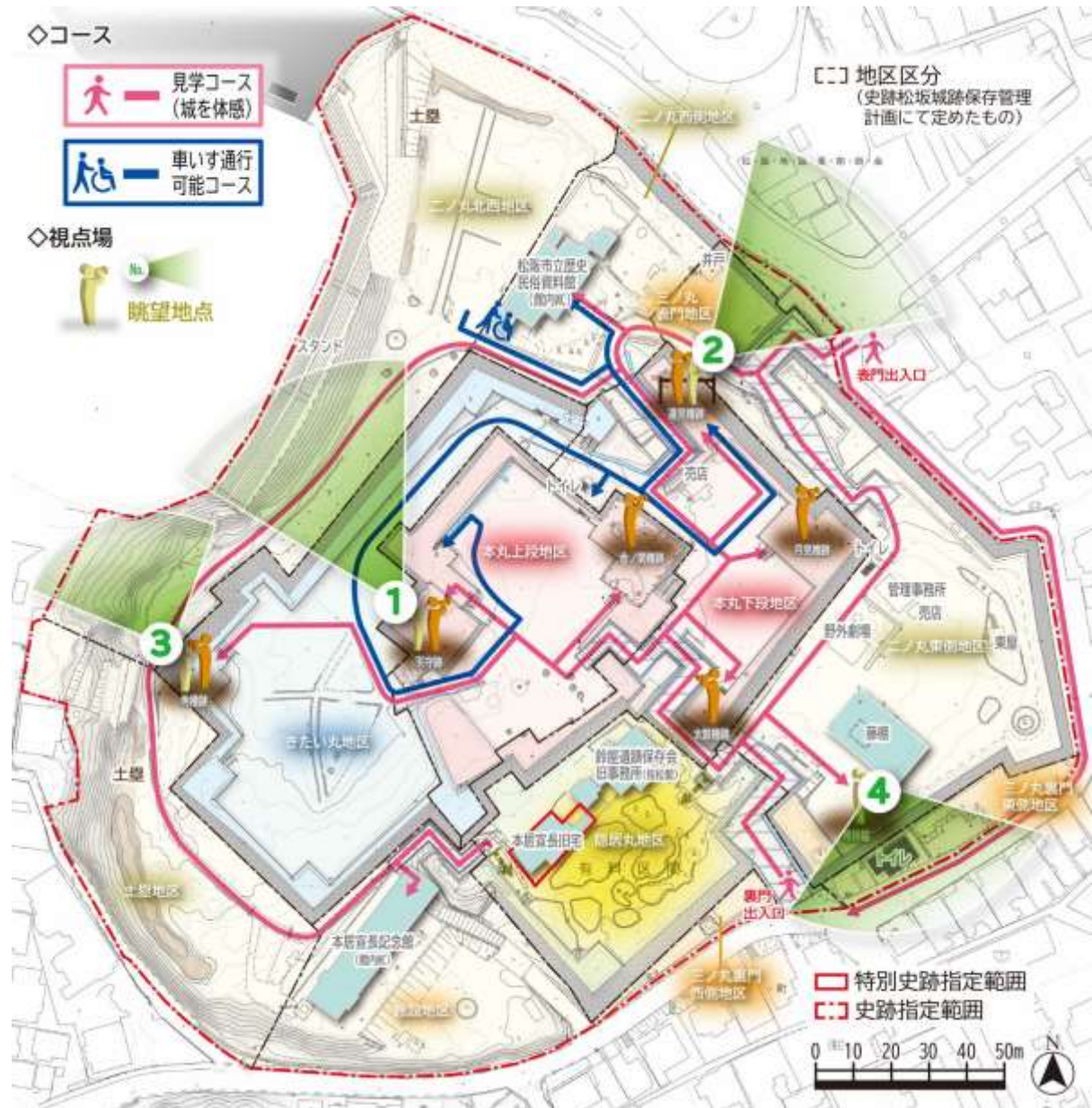


図 3-3 視点場箇所図



◇動線整備の基本的な考え方

保存上および活用上の課題を整理して、課題解決のための方法と目的を明確にする。現状と課題は、整備をおこなう上での根拠となり、起こりうる諸問題に対して解決策を導き出すための拠りどころとなる。そして、動線を中心軸においた整備計画を策定する上での基本的な考え方を以下に示す。

1. 遺構の保存を大前提とする

必要に応じて発掘調査を行い、遺構に影響が生じない範囲での整備とする。また、遺構の保存状況の改善や復旧が必要な場合は、適切な保存措置もしくは復旧を合わせて行うものとする。

2. 来訪者を限定せず多くの人々が利用可能な空間とする

健常者だけでなく、車いすの方や高齢者などが史跡松坂城跡の価値を理解することができるよう、各地区への動線を維持・確保する。また、来訪者の安心・安全の向上のため、必要な施設を整備する。

3. 地上遺構を活かした景観形成を図る

良好に遺存する石垣を活かし、城郭跡にふさわしい景観形成を考慮し、上記項目2の施設は必要最小限のものとし、周辺と調和を図った意匠や色彩とする。

4. 適切な管理を継続していくため必要な機能を維持する

史跡松坂城跡は、都市公園としても市民の憩いの場として親しまれていることから、適切に管理するための車両通路を維持し、必要に応じて修繕していく。なお、動線計画については、本居宣長記念館等が移設された時点で見直すものとする。

第4章 保存を目的とした整備

第1節 現状と課題

ここで取り上げる現状と課題は、設定したルート上、もしくは近接する位置にて生じている構成要素について整理する。

■石垣(12面)

現状：平成28年度の石垣調査にて損傷状況を6段階(0～5)に評価した。その内、損傷段階4・5と評価した石垣を中心とした12面に対して、令和元年度から定点観測をおこなっている。築石の突出による崩壊が懸念される石垣(No. 030・227)に対して、応急措置として令和2年度に間詰め石を詰めてから落石防止ネットを設置した。

課題：変形が進行している石垣に対しては、恒久的な崩落防止措置を講じる必要がある。



隅角部が座屈している(No. 020)



定点観測用に設置したガラス棒とクラックゲージ



間詰め石を詰めてから落石防止ネットを設置した石垣(No. 227)

■樹根(3か所)

現状：石垣上部の樹木は、樹根の伸長や揺れ、倒木により石垣に対して多大な影響をおよぼすことから、計画的に伐採・剪定を進めている。

課題：石垣への影響を考慮して伐採後の樹根は残置しているが、腐朽によりいずれは空洞が生じる。これまでの伐採により石垣上部に残置した樹根は3か所あり、除根をおこなうまでの間、必要に応じて石垣の崩落防止措置を講じる。



樹根が石垣(No. 013)の天端石を起こしている

■土塁

現状：土塁の一部は消失し、遺存している部分にも樹木が生育していることから、樹根の伸長による影響が懸念される。令和2年度に土塁上の樹木を伐採後、植生シートを張って表土の流出防止を図った。

課題：土塁の遺存状況を把握するとともに、樹木の伐採に合わせて保存措置を講じる必要がある。



土塁上に数多くの大径木が生育している

■石段・城内道

現状：本丸上段地区から裏門出入口までの城内道は、未舗装の区間で路面の土砂が流出し、蹴上げ高の増加、石段のズレや傾きが生じていたことから、硬化材を添加した砂による仮復旧がおこなわれた。令和3年度の発掘調査結果により、保存すべき遺構面が仮復旧のすぐ下にあることが明らかとなった。付櫓跡南側の石段は、天守台石垣との取り合いや平面形状から、公園整備により改変されたと考えられる。

課題：石段および路面を保存するためにも、石段の据え直しと路面の土砂流出措置を講じる必要がある。また、付櫓跡南側の石段は、城郭の中心に位置することから、発掘調査成果を基にした復元整備を検討する。



踏面を改良土にて埋め戻した状態



付櫓跡南側の石段

■樹木

現状：石垣や土塁などの地上遺構の直上や近接して生育している樹木が多数ある。これまでは「史跡松坂城跡危険木調査報告書」にて優先的に伐採が望ましい木を対象に平成29年度から順次伐採をおこなっている。

課題：遺構を保存するためにも順次伐採が必要である。また、樹根は残置することから腐朽後の対応も考慮していく必要がある。



伐採前



伐採後

石垣(No. 005)足もとに生育していた樹木を伐採



伐採前



伐採後

石垣(No. 020)足もとに生育していた樹木を伐採



石垣(No. 325)上面に生育していた樹木を伐採



図 4-1 保存上の課題抽出箇所図

■窪地

現状：史跡指定地内には窪地や平坦地など雨水が自然流下しない場所が幾つもあり、溜まった雨水が地下浸透している。石垣の近くでは浸透水が石垣背面の土圧上昇を誘発し、将来的には孕み出しが生じるおそれがある。

課題：石垣背後に大量の雨水が地下浸透しないように、適切な雨水排水対策を講じる必要がある。



本丸上段地区からきたい丸地区を経て下流していく様子



月見櫓跡の周辺に溜まった雨水

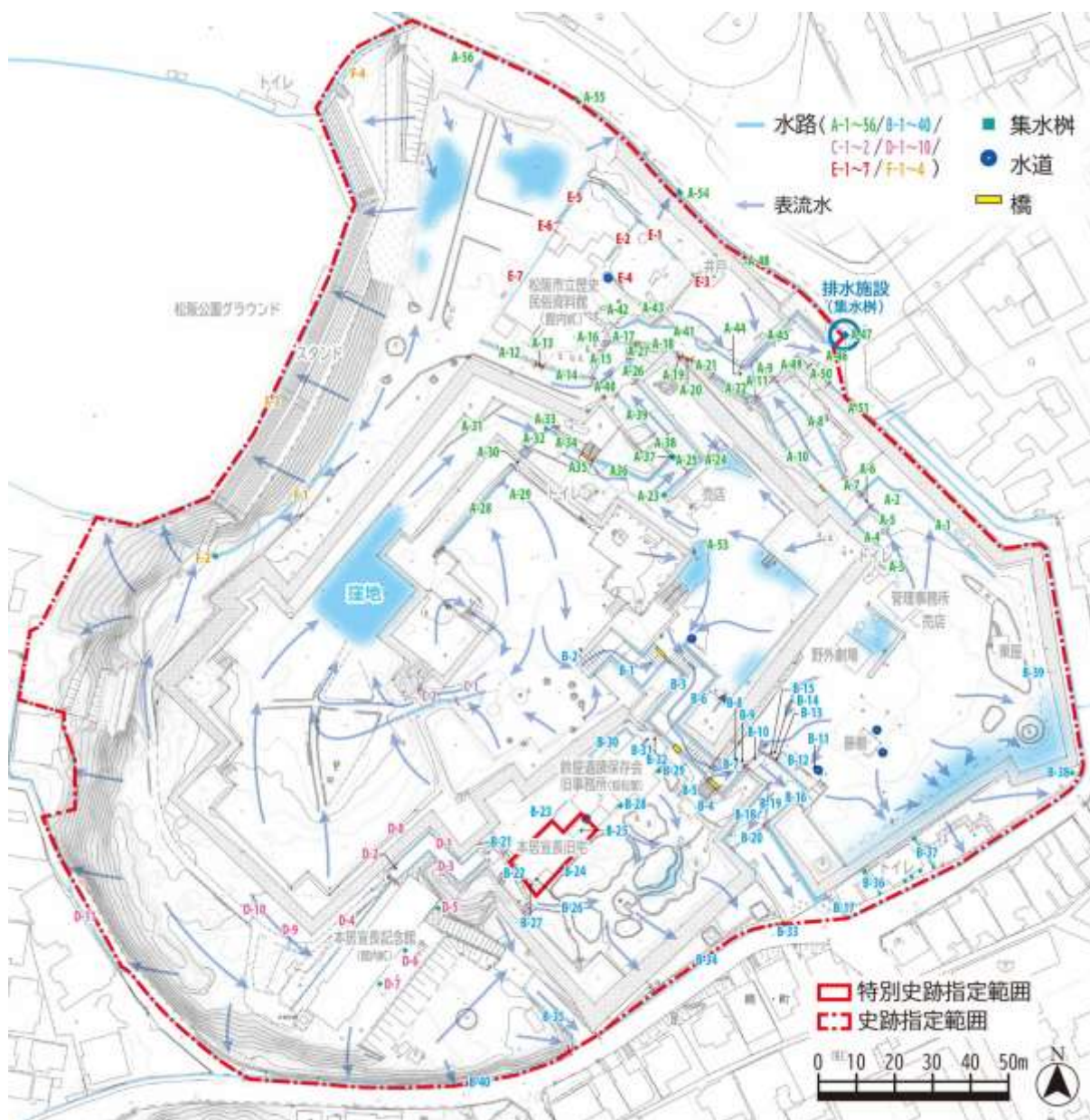


図 4-2 雨水排水系統図

■雨水排水施設

現状：水路遺構の埋没や公園整備で設置された水路により、幕末と比べて集水範囲が変化している。現状、集水区域8が広域に及ぶことから表門出入口に大量の雨水が集中するため、集中豪雨に対応できず排水施設から雨水が溢れている。また、排水施設内に土砂が堆積して、排水機能が低下したものが散見される。

課題：排水施設の機能回復や雨水の分散措置を講じる必要がある。



二ノ丸東地区の石垣上部に溜まった雨水



表門出入口に集中する雨水

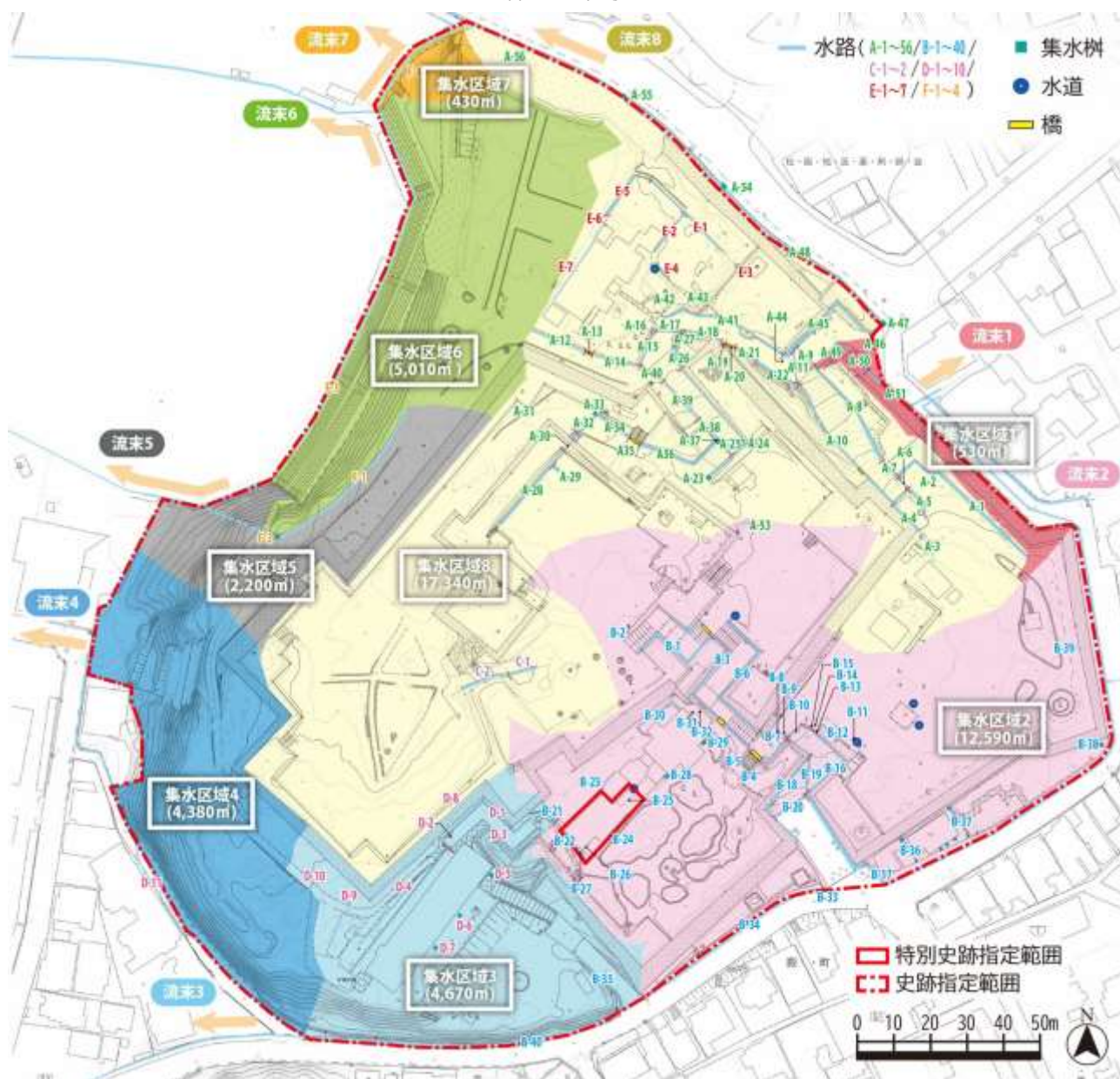


図 4-3 集水範囲図

第2節 整備計画

■石垣(12面)

◇石垣管理(定点観測)

今後も定点観測を継続し、必要に応じて落石防止ネットの設置や解体積み直しの実施を検討する。管理対象石垣は状況に応じて適宜見直しを図る。

◇石垣の解体積み直し(N0.20・21)

非常に不安定な状況にあることから、令和4年度に解体積み直しをおこなう。

◇石垣の解体積み直しを検討(N0.30・227・228)

応急措置として落石防止ネットを設置した石垣については、解体積み直しに向けて事業計画を検討する。

■樹根(3か所)

◇樹根の除去

樹根の腐朽に合わせて除根して埋め戻しをおこなう。除根までの間に築石が安定性を欠く場合は、落石防止ネットの設置等による落石防止措置の実施を検討する。

■土塁

◇土塁の覆土保存(北側の土塁)

土塁表面は在来植物による被覆を期待し、必要に応じて覆土や植生シート等により保存を図る。

◇土塁上に生育する樹木の伐採と覆土保存(南側の土塁)

土塁上に生育している樹木を伐採する。樹根は当面残置し、腐朽に合わせて除根してから埋め戻す。土塁表面は在来植物による被覆を期待し、必要に応じて覆土や植生シート等により保存を図る。

■石段・城内道

◇石段の据え直し・路面の舗装(本丸上段地区～裏門出入口)

傾いた石段は据え直しをおこない、路面の土砂流出を防止するため土系舗装にて仕上げる。中御門跡が想定される範囲については発掘調査をおこない、調査成果を反映した整備を検討する。

◇石段の据え直し・路面の舗装(付櫓跡南側)

城郭の中心となる天守跡に近接していることから、発掘調査等各種調査成果に基づき、復元整備を目指す。

■樹木

◇危険木・支障木の伐採

石垣や土塁などの地上遺構を保存するためにも、その直上や近接する樹木を伐採する。樹根は当面残置して、腐朽させてから遺構に影響のない範囲を除去する。除去後は埋め戻しをおこない、必要に応じて植生シートによる保存を図る。なお、眺望の確保や石垣の顕在化など、活用面からおこなう伐採作業と一体的におこなうことで作業効率の向上を図る。

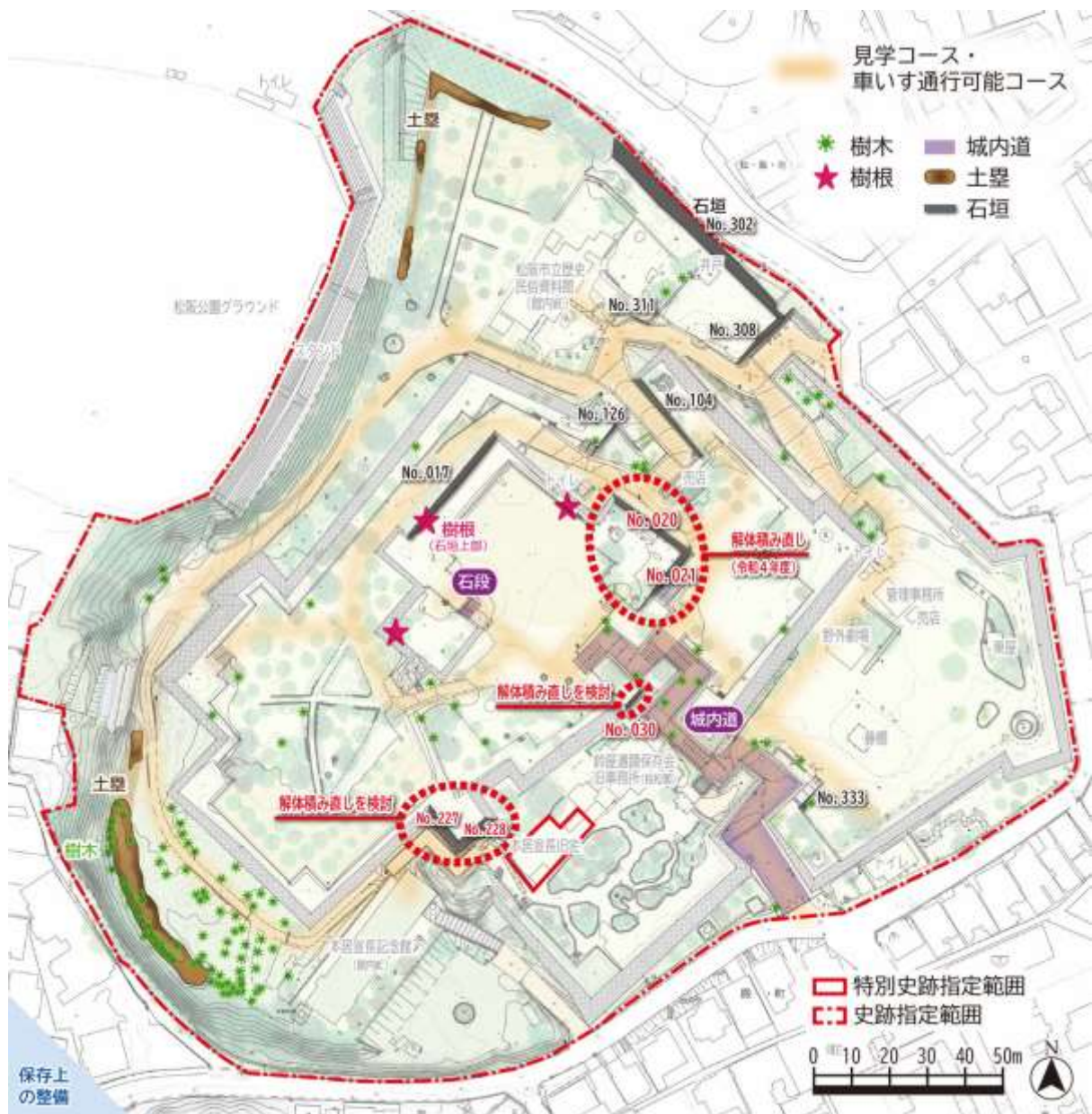


図 4-4 保存上の整備箇所図 1

■窪地

◇不陸整正

遺構に影響のない範囲でのすき取りや、盛土により、窪地の解消や既存水路や流末に向けて雨水排水勾配を設ける。

■雨水排水施設

◇排水施設の機能回復

排水施設(水路・柵)内に堆積した土砂を除去して機能回復を図る。

◇集水区域8の分流

表門出入口に集中する雨水集中を軽減するため、集水区域5への分流を検討する。

◇排水路の設置(きたい丸地区)

園路整備に合わせて排水路の新設を検討する。

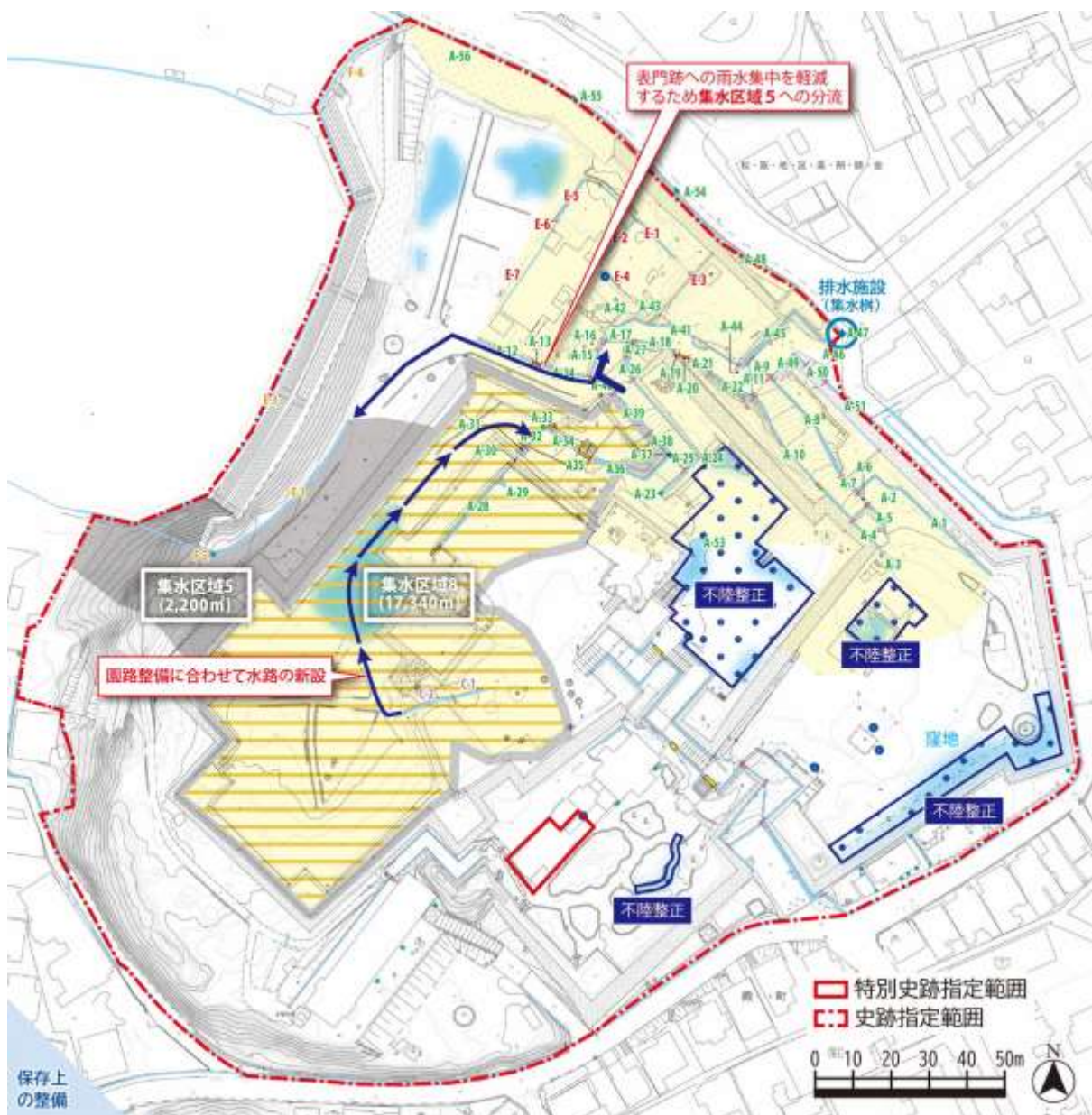


図 4-5 保存上の整備箇所図 2

第5章 活用を目的とした整備

第1節 現状と課題

ここで取り上げる現状と課題は、設定したルート上もしくは近接する位置、視点場からの視対象において課題が生じている構成要素について整理する。

■園路

◇主要動線の出入口(表門跡・裏門跡)付近

現状：主要動線の出入口(表門跡・裏門跡)付近は、特に急勾配であることから、高齢者や障がい者への負担が大きく、車いす利用者は介護者同伴でも利用することが難しい。また、表門出入口は、本丸上段地区やきたい丸地区などの城郭中心部へ至る唯一の車両進入口であることから、管理車両が日常的に利用している。

課題：高齢者や障がい者への負担を軽減させるとともに、縦断勾配が緩い車いす対応ルートを検討する必要がある。これと平行して歩車分離を図るため、管理車両の進入路についても新設を検討する必要がある。



表門出入口



表門跡から歴史民俗資料館まで急な坂が続く



裏門出入口

◇園路や管理車両進入路として利用している城内道

現状：表門出入口から二ノ丸東側地区および本丸下段地区への城内道は、日常的に管理車両が利用していることから舗装の傷みが目立つ。また、未舗装部分は土砂流出が著しく、雨の日に滑りやすく危険である。裏門出入口から天守跡まで続く石段部分についても、踏面の土砂流出により蹴上げが高くなり、石段にズレや傾きが生じている。

課題：景観だけでなく利用上や管理上の観点からも早急な復旧が必要である。



歴史民俗資料館前から本丸下段の枡形に続く城内道



本丸下段の枡形部分



天守跡南側の城内道

■石段・城内道

◇本丸上段地区～裏門出入口

現状：路面の流出により蹴上高の増加、石段のズレや傾きが生じていることから、高齢者や障がい者等への負担が大きく危険でもある。

課題：石段および路面を復旧することである程度は改善されるが、高齢者や障がい者等の安心・安全な利用を確保するためには、さらなる対応が必要である。



本丸上段地区から二ノ丸東側地区へ続く城内道



二ノ丸東側地区から裏門出入口へ続く城内道

◇表門出入口～二ノ丸東側地区

現状：かつては城内道として機能していたが、現在は藤棚や野外劇場等の公園施設が多数ある二ノ丸東側地区に続くことから、来訪者だけでなく管理車両も日常的に利用している。これまでに発掘調査がおこなわれていないことから、城内道の遺存状況について把握できていない。

課題：将来的に復元を目指す表門に合わせ、城内道についても発掘調査をおこない、調査成果を反映した復元整備を検討する必要がある。



二ノ丸東側地区へ続く城内道

■樹木

現状：これまで平成29年度から危険木や支障木を計画的に伐採してきたことから、石垣や曲輪の顕在化、部分的には歴史的景観の回復に至っている。しかし、史跡指定地内はまだ巨木化した樹木が多数あり、密に生育しているところでは曲輪の規模や城郭構造を把握することが難しい。本計画にて設定した視点場からも、現状では見通しの効かない方向がある。



石垣(No. 108)の前面に繁茂する樹木

課題：視対象や眺望ラインを設定し、樹木の取り扱いを検討する必要がある。



きたい丸南端の櫓跡から見た本丸上段地区



天守跡北側からの眺望

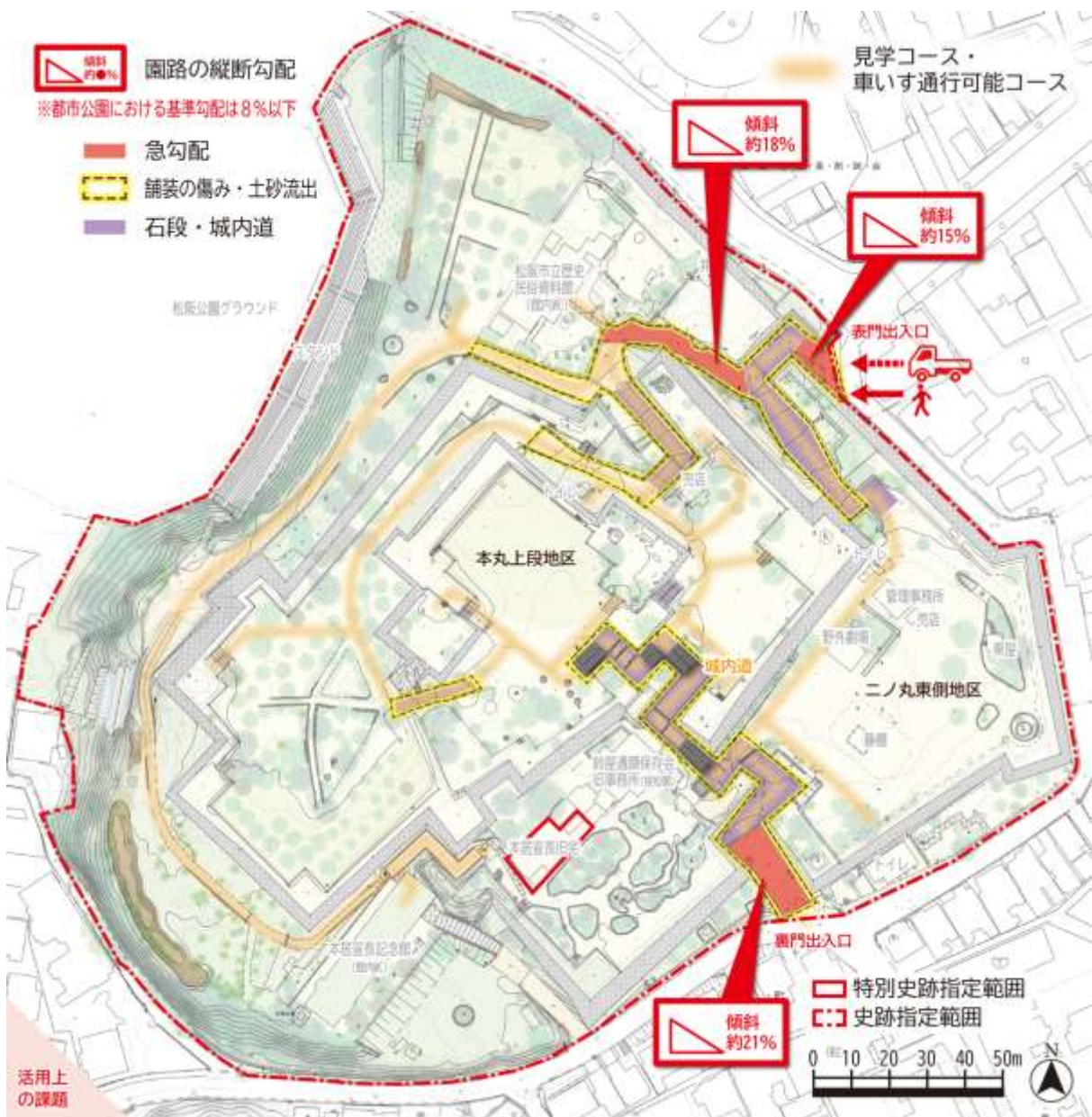


図 5-1 活用上の課題抽出箇所図 1

■各種サイン

現状：史跡指定地内には曲輪や櫓等の名称標は多数あるものの、遺構を解説するものが少ない。
一方、松坂城跡とは無関係のサインが多数あり、必要に応じてその時々々に設置されたため、意匠や大きさ、材質が様々である。動線の分岐点にある道標は、意匠が概ね統一されているが、現在地を示す平面図がなく、城郭構造を認識することが難しい。

課題：史跡松坂城跡が有する価値を理解してもらうため、設定コースに基づきサインを配置(新設や移設含む)する必要がある。道標には平面図に現在地を示すとともに、乱立したサインを統廃合により減らす必要がある。



標識
(城内2基)



案内板
(2基)



遺構解説板
(1基)



名称標
(20基)

史跡松坂城跡に関するサイン

■トイレ

現状：史跡指定地内にある3つのトイレの内、裏門出入口の近くにあるトイレ3は令和2年度に改修をおこない、トイレ1および2は令和3年度事業にて建て替えをおこなった。これにより当面の課題は解消される。

■休憩施設

現状：史跡指定地内には本丸下段地区および二ノ丸東側地区を中心にベンチが23基ある。ベンチは石の架台と木製の座面を組み合わせた仕様に統一されている。二ノ丸東側地区の売店近くにはコンクリート擬木製の東屋が1棟ある。手前に段差があり車いすでの利用を想定していない構造となっている。

課題：ベンチについては設置箇所に偏りがみられることから、設定コースに基づき配置を検討する必要がある。東屋については老朽化にともない更新していく施設であるが、将来的には車いすでも利用可能な構造への変更も検討する。



ベンチ(架台:石/座面:木)



東屋(コンクリート擬木製)

■売店

現状：本丸下段地区と二ノ丸東側地区にあるが、本計画の前提となる整備基本計画では、いずれも文化財として遺構の保存と活用整備を図る地区に該当する。

課題：移設や撤去を検討する必要がある。



本丸下段地区の売店

■管理事務所

現状：前述したように文化財として遺構の保存と活用整備を図る地区に所在する。

課題：移設を検討する必要がある。



管理事務所

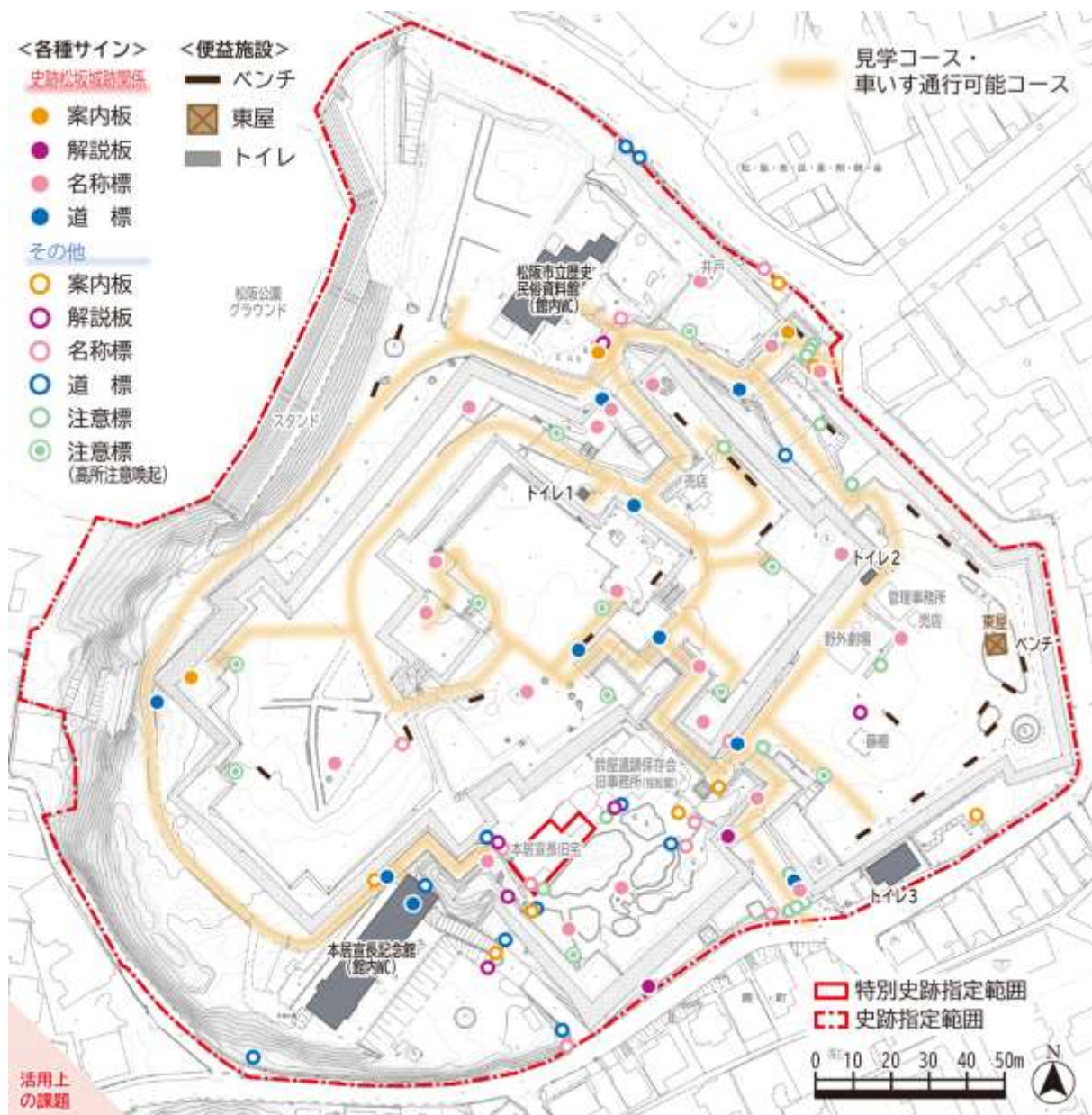


図 5-2 活用上の課題抽出箇所図 2

■高所

現状：指定地外の道路に面した外縁部に限定して柵を設け、その他の高所はサインにて注意喚起を促している。

課題：見学コースを設定して来訪者を誘導する場合は、柵の設置やサイン表示等の強化を講じる必要がある。既存サインは表示内容および方法の見直しを検討する必要がある。



二ノ丸東側地区の木柵



二ノ丸北西地区および土塁地区のプラスチック製の擬木柵



注意標



図 5-3 活用上の課題抽出箇所図 3

■松阪公園グラウンドスタンド

現状：城跡の斜面を改変して構築されたもの。かなり老朽化している。

課題：利用状況や施設の老朽程度を踏まえ撤去し、背後の斜面地と合わせて城跡にふさわしい景観形成を図る必要がある。



松阪公園グラウンドスタンド全景



スタンド



階段



石碑

第2節 整備計画

■園路

◇表門出入口からの急勾配区間への福祉車両等の乗り入れ(暫定措置)

車いす利用者が利用可能なルートを設定するまで、指定地内(表門出入口～松阪市立歴史民俗資料館裏)への福祉車両等の乗り入れを可能とする。

◇舗装の復旧(暫定措置)

管理車両についても当面は現行ルートを通行させることから、車両の通行が可能な景観色(アスファルトもしくは土系)舗装にて復旧する。

◇車いす対応の園路・見学施設整備

松阪市立歴史民俗資料館裏に設定する乗降場から、車いす利用者が見学可能な視点場(遠見櫓跡および敵見櫓跡)へ向かうための園路と見学施設の整備を検討する。

■石段・城内道

◇石段の修復(本丸上段地区～裏門出入口)

保存を目的とした整備として、ズレが生じ傾いた石段を修復するとともに路面を土系舗装にて仕上げる。安全に利用できる範囲で路面の土系舗装に傾斜を付けて、蹴上げ高を低くする。さらに石段区間には利用者の安心・安全を確保するため、上方に向かって左側に補助手すりを設置する。

◇城内道の復元的整備(表門出入口～二ノ丸東側地区)

管理車両の進入路を別に設けた上で、発掘調査に基づいた城内道の復元的整備を目指す。

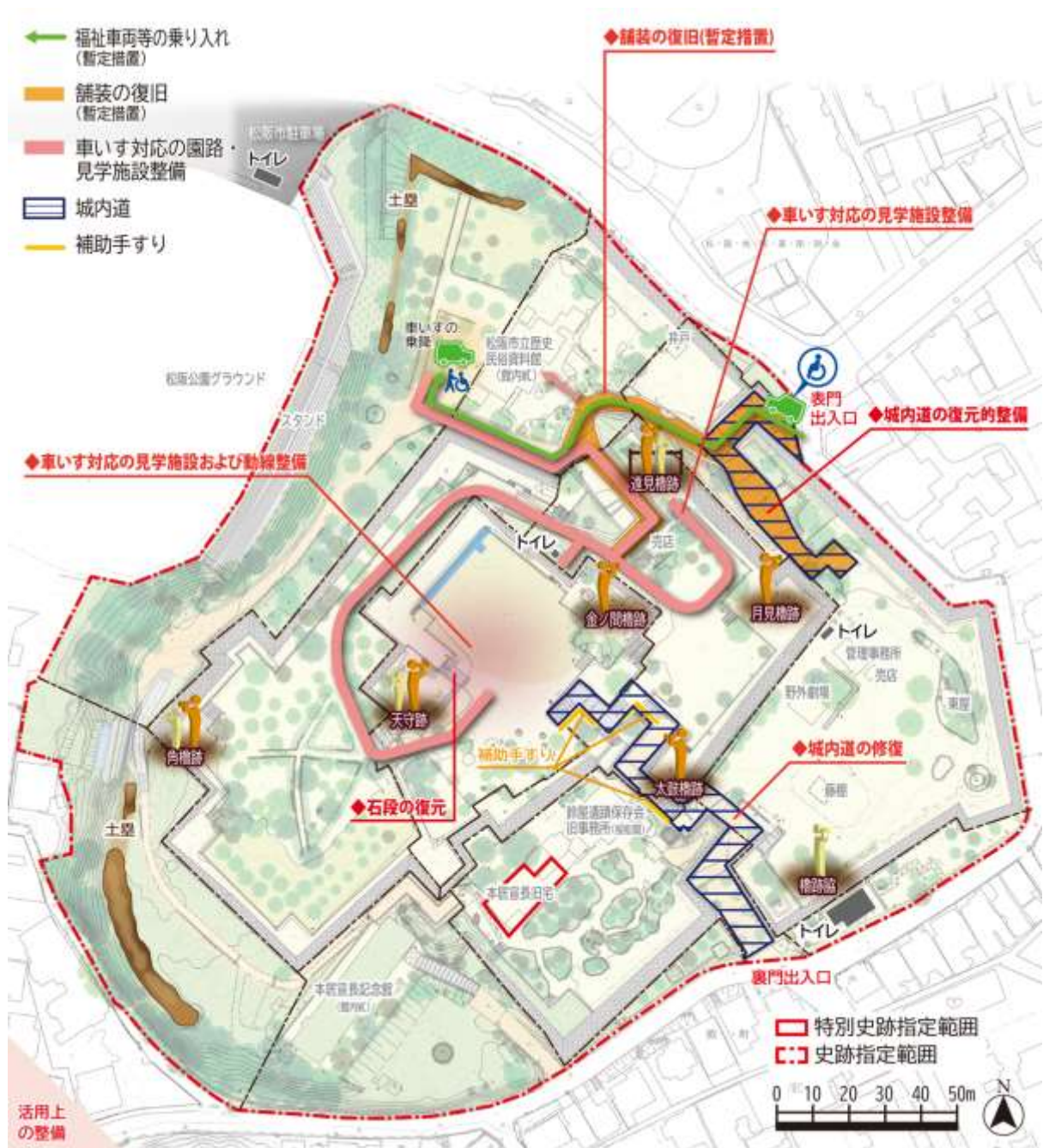


図 5-4 活用上の整備計画箇所図 1

■樹木

◇城郭構造の顕在化や歴史的景観の形成のための伐採・剪定

石垣前面や曲輪中央など密に生育している樹木を伐採・剪定することで、城郭構造の顕在化や歴史的景観の形成を図る。

◇眺望確保のための伐採・剪定

視点場からの見通しを効かせるため樹木を伐採・剪定する。

整備効果を高めるためにも、視点場と視対象を設定した上で、伐採・剪定樹木の選定を慎重におこなう。樹根は当面残置し、腐朽させてから遺構に影響のない範囲を除去して、埋め戻しをおこなう。なお、保存を目的とした伐採作業と一体的におこなうことで作業効率の向上を図る。

■各種サイン

◇サイン配置

以下の考えに基づき適宜配置する。



図 5-5 各種サインの設置箇所イメージ

◇松坂城跡に関連するサイン

既存サインは必要に応じて清掃や改修をおこない、今後とも維持していく。動線整備にともない移設が必要な場合は、遺構に影響が及ばない位置や構造とする。遺構に関する解説サインは、置き型構造で耐久性に優れた素材とし、意匠は統一するものの設置場所や表示内容に応じて規模を検討する。

◇道標

既存サインを改修(平面図に見学コースや視点場等を示した情報を盛り込む)して今後とも利用していく。

◇その他のサイン

統廃合により数を減らす。新設する場合は意匠の統一を図り、耐久性に優れた素材を選択する。

■休憩施設

ベンチの配置は、来訪者の利用状況やニーズに応えたものとする。仕様は既存に合わせ、遺構に影響を与えない構造にて設置する。

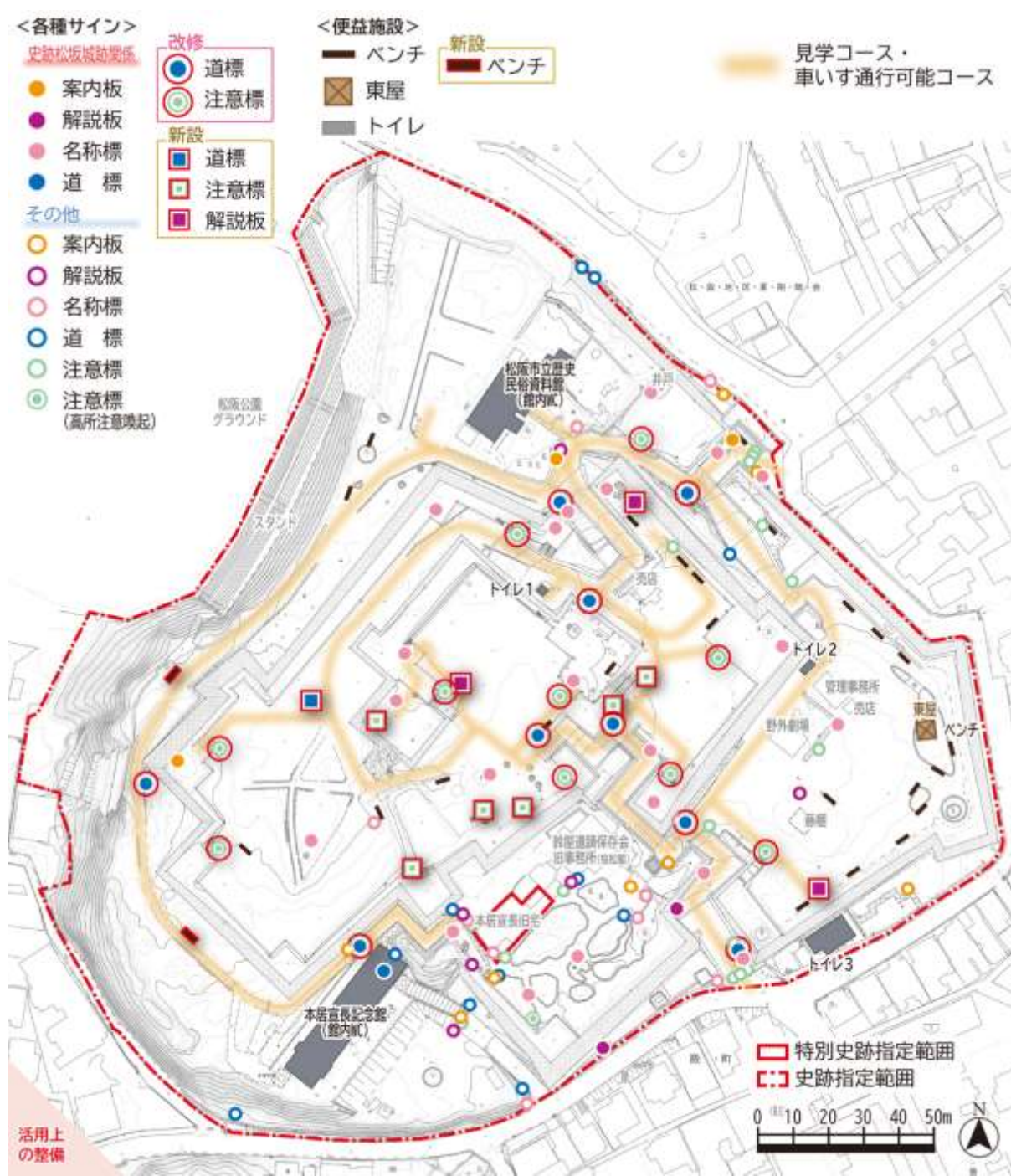


図 5-6 活用上の整備計画箇所図 2

■売店

移設もしくは撤去を検討する。

■管理事務所

松阪市立歴史民俗資料館裏側への移設を検討する。

■高所

◇注意標

来訪者の安全を確保するため、既存サインの改修もしくは高所へ上がる階段手前に注意標を設置する。既存サインは表示内容の見直しやピクトグラムを活用する。新規で設置する場合は、既存サインの意匠を踏襲する。

◇車いす用転落防止柵

車いす対応の視点場として整備する遠見櫓跡に車いす用転落防止柵を設置する。

■松阪公園グラウンドスタンド

施設の撤去後、背後の斜面と合わせて植栽整備をおこない、城跡にふさわしい景観を形成する。

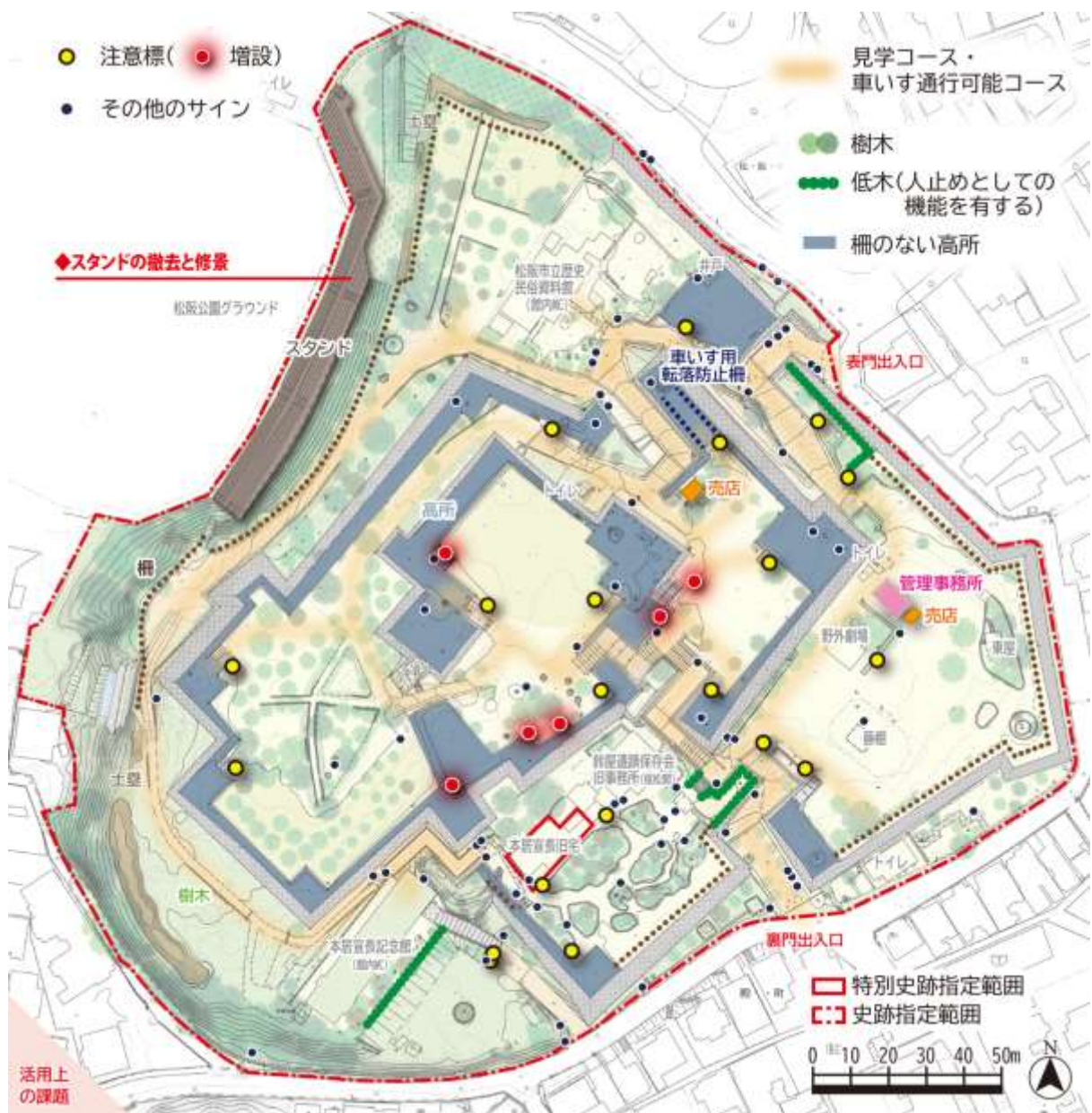


図 5-7 活用上の整備計画箇所図 3

第6章 事業計画

第1節 地区別整備計画

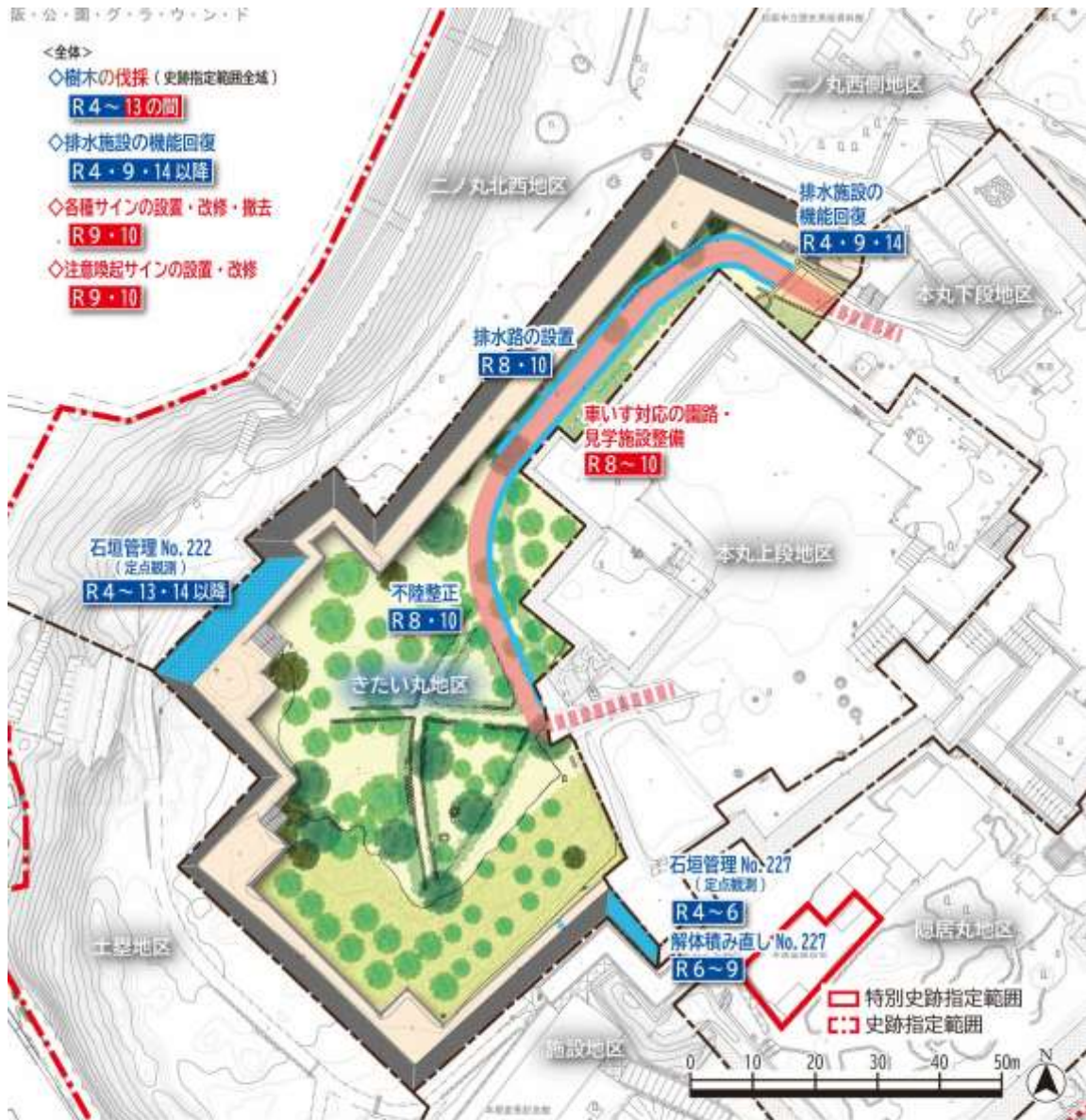
保存と活用を目的とした個別計画について、地区ごとに整備内容と実施時期をまとめる。

■本丸上段・下段地区



図 6-1 本丸上段地区・本丸下段地区整備計画概念図

■きたい丸地区



青文字 保存整備

石垣管理（定点観測） No.222	管	R4～13・14以降
No.227	管	R4～6
石垣解体積み直し No.227	設 R6 → 発 空 R7・8 → 測 R9	
樹木の伐採	整	※R4～13の間
不陸整正	発 設 R8 → 整 R10	
排水施設の機能回復	管	R4・9・14以降
排水路の設置	発 設 R8 → 空 R10	

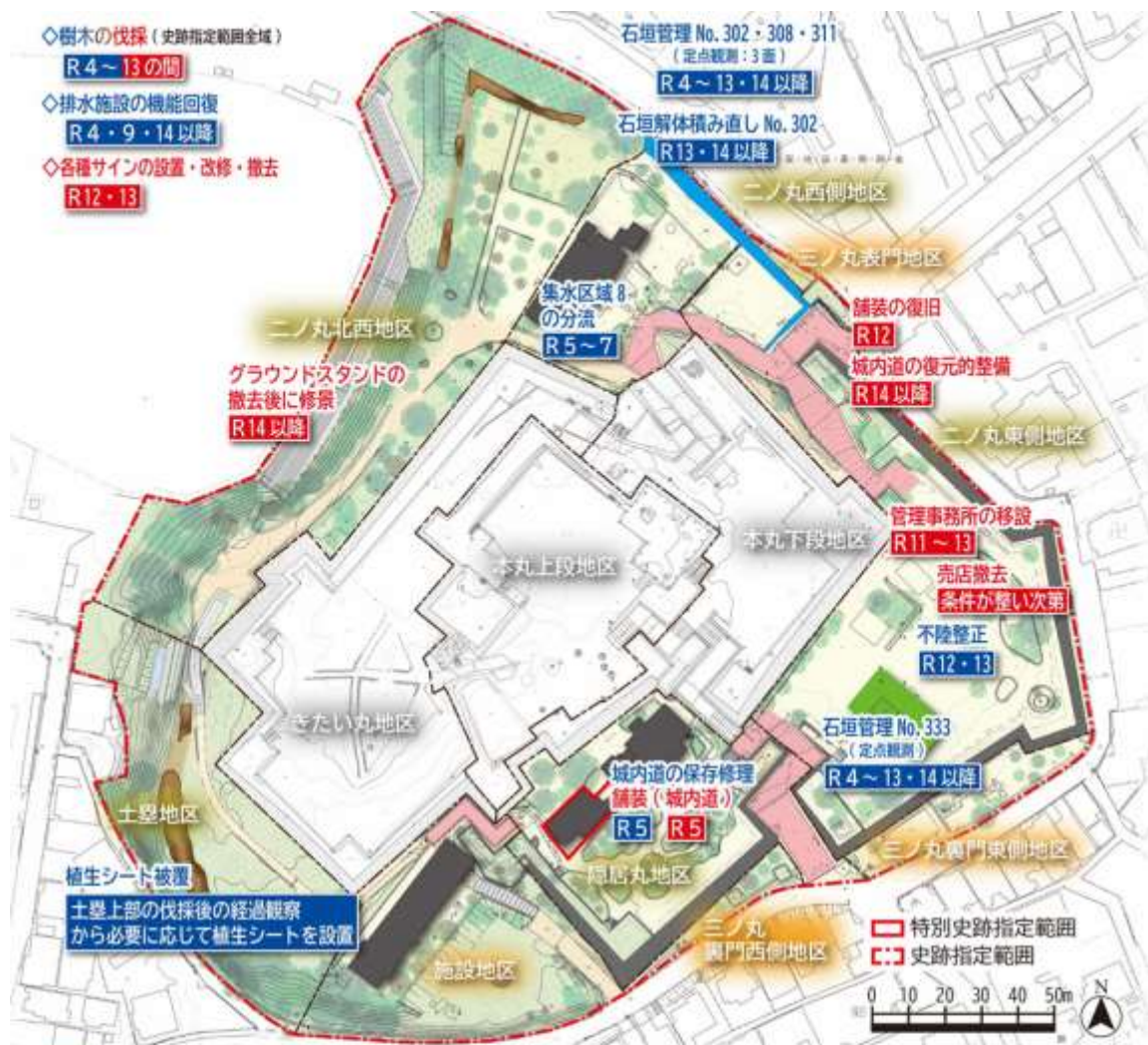
管	管理
発	発掘調査
測	測量
設	実施設計
整	整備
単	松阪市単独事業
必	必要に応じて実施

赤文字 活用整備

車いす対応の園路・見学施設整備	発 設 R8 → 整 R9・10
各種サインの設置・改修・撤去	設 R9 → 整 R10
樹木の伐採	整 ※R4～13の間
注意喚起サインの設置・改修	設 R9 → 整 R10

図 6-2 きたい丸地区整備計画概念図

■その他の地区



青文字 保存整備

石垣管理 (定点観測) No. 302・308・311・333	管	R4～13・14以降
石垣解体積み直し No. 302	測 R13 → 発 設 整	R14以降
植生シート被覆	必	R4～13・14以降
城内道の保存修理 舗装 (城内道)	発 設 整	R5
樹木の伐採		※R4～13の間
不陸修正	発 設 R12 → 整	R13
排水施設の機能回復	管	R4・9・14以降
集水区域 8 の分流	発 R5 → 設 R6 → 整 R7	

管	管理
発	発掘調査
測	測量
設	実施設計
整	整備
単	松坂市単独事業
必	必要に応じて実施

赤文字 活用整備

舗装の復旧	設 整	R12
舗装 (城内道)	発 設 整	R5
城内道の復元的整備	発 設 整	R14以降
各種サインの設置・改修・撤去	設 R12 → 整	R13
樹木の伐採	整	※R4～13の間
売店撤去		条件が整い次第
管理事務所の移転	測 発 R11 → 設 R12 → 整	R13
グラウンドスタンドの撤去後に修景	発 設 整	R14以降

図 6-3 その他の地区整備計画概念図

第2節 全体事業計画

保存と活用を目的とした個別計画について、区分毎に実施時期をまとめる。

表 6-1 整備事業計画

区分	項目	実施内容・対象地区ほか	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 短期整備 (R4~13) 中・長期整備 (R14以降) 管理 発掘調査 測量 実施設計 整備 松阪市単独事業 必要に応じて実施 </div>															
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降					
			令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度以降 2032年度以降					
松坂城跡整備検討委員会		年3回程度																
保存を目的とした管理・調査・設計・整備	石垣	石垣管理(定点観測)	年4回のトータルステーションによる観測と目視確認 令和10年度までNO.13・18の目視確認を追加											石垣カルテの更新				
		解体積み直し	石垣 No. 20・21															
			石垣 No. 227・228															
			石垣 No. 30・126															
		石垣 No. 302																
	樹根	樹根の除去	除去後は埋め戻し 石垣 No. 13・18の上部															
	土壘	植生シート被覆		目視確認結果からネットの設置や整備の前倒しを検討														
				伐採後の経過観察から必要に応じて植生シートを被覆														
	石段・城内道	石段の復元修理	付櫓跡南側															
		城内道の保存修理	本丸上段地区および本丸下段地区															
			隠居丸地区および二ノ丸東側地区															
	樹木	樹木の伐採	石垣や土壘の上部もしくは近接して生育する樹木															
	窪地	不陸修正	本丸下段地区															
			本丸上段地区およびきたい丸地区															
			二ノ丸東側地区															
雨水排水施設	排水施設の機能回復	指定地および流末水路																
	集水区域8の分流	集水区域8の一部雨水を区域5へ排水																
	排水路の設置	きたい丸地区																
活用を目的とした調査・設計・整備	園路	福祉車両等の乗り入れ	別ルート設置まで継続															
		舗装の復旧	表門跡付近への暫定措置															
		車いす対応の園路・見学施設整備	本丸下段地区															
	城内道	舗装・補助手すり設置	本丸上段地区およびきたい丸地区															
			隠居丸地区および二ノ丸東側地区															
		復元的整備	表門出入口から二ノ丸東側地区															
	サイン	各種サインの設置・改修・撤去	指定地内															
	樹木	樹木の伐採	眺望や俯瞰する際に支障となる樹木を対象															
	高所	注意喚起サインの設置・改修	指定地内															
		車いす用の転落防止柵の設置	本丸下段地区															
	売店	撤去	本丸下段地区															
			二ノ丸東側地区															
	管理事務所	移転	二ノ丸東側地区から二ノ丸北西地区へ移転															
	グラウンドスタンド	撤去後に修景	二ノ丸北西地区															
整備事業報告書	原稿作成・印刷製本	中間報告書の刊行																